

令和 4 年

笛吹市議会
第 4 回定例会会議録

令和 4 年 1 2 月 2 日 開会

令和 4 年 1 2 月 2 0 日 閉会

山梨県笛吹市議会

笛吹市告示第224号

令和4年笛吹市議会第4回定例会を次のとおり招集する。

令和4年11月25日

笛吹市長 山下政樹

1. 期 日 令和4年12月2日 午後 1時30分

2. 場 所 笛吹市役所議場

○ 応招・不応招議員

応招議員（19名）

1番	岡	由	子	2番	落	合	俊	美		
3番	山	田	宏	司	4番	河	野	正	博	
5番	河	野	智	子	6番	武	川	則	幸	
7番	神	澤	敏	美	8番	神	宮	司	正	人
9番	荻	野	謙	一	10番	保	坂	利	定	
11番	野	澤	今	朝	幸	12番	中	村	正	彦
13番	海	野	利	比	古	14番	渡	辺	清	美
15番	中	川	秀	哉	16番	前	島	敏	彦	
17番	小	林		始	18番	渡	辺	正	秀	
19番	古	屋	始	芳						

不応招議員（なし）

令和 4 年

笛吹市議会第 4 回定例会

1 2 月 2 日

令和4年笛吹市議会第4回定例会

1. 議事日程(第1号)

令和4年12月2日
午後 1時30分開議
於 議 場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議会関係諸般の報告
- 日程第 4 市長行政報告並びに提出議案要旨説明
- 日程第 5 議案第113号 笛吹市個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第 6 議案第114号 笛吹市個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第 7 議案第115号 笛吹市健康増進施設条例等の一部改正について
- 日程第 8 議案第116号 笛吹市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第117号 笛吹市職員給与条例及び笛吹市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第118号 笛吹市職員の定年等に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第119号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第120号 笛吹市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第121号 笛吹市国民健康保険財政調整基金条例の一部改正について
- 日程第14 議案第122号 笛吹市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について
- 日程第15 議案第123号 令和4年度笛吹市一般会計補正予算(第7号)について
- 日程第16 議案第124号 令和4年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第17 議案第125号 令和4年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第18 議案第126号 令和4年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第19 議案第127号 令和4年度笛吹市農業集落排水特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第20 議案第128号 令和4年度笛吹市境川観光交流センター特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第21 議案第129号 令和4年度笛吹市水道事業会計補正予算(第1号)について

日程第22	議案第130号	令和4年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計補正予算（第1号）について
日程第23	議案第131号	令和4年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第24	議案第132号	令和4年度笛吹市簡易水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第25	議案第133号	変更契約の締結について（浅川中学校校舎長寿命化改修工事（建築）（債務））
日程第26	議案第134号	変更契約の締結について（浅川中学校校舎長寿命化改修工事（機械設備）（債務））
日程第27	議案第135号	変更契約の締結について（一宮西小学校校舎改修工事（建築））
日程第28	議案第136号	動産の取得について（指定避難所防災備蓄倉庫設置）
日程第29	議案第137号	動産の取得について（小型動力ポンプ積載水槽車購入（石和分団第5部）（明許））
日程第30	議案第138号	権利の放棄について
日程第31	議案第139号	公の施設に係る指定管理者の指定について（石和第四保育所）
日程第32	議案第140号	公の施設に係る指定管理者の指定について（石和温泉駅前観光案内所）
日程第33	議案第141号	公の施設に係る指定管理者の指定について（御坂路さくら公園）
日程第34	議案第142号	公の施設に係る指定管理者の指定について（石和小林公園・石和温泉駅前公園・近津ふれあい公園）
日程第35	議案第143号	公の施設に係る指定管理者の指定について（御坂成田弓道場）
日程第36	議案第144号	公の施設に係る指定管理者の指定について（境川弓道場）
日程第37	議案第145号	公の施設に係る指定管理者の指定について（八田御朱印公園）
日程第38	議案第146号	甲府市とのやまなし県央連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について
日程第39	議案第147号	市道廃止について
日程第40	議案第148号	市道認定について

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	岡	由	子	2番	落	合	俊	美		
3番	山	田	宏	司	4番	河	野	正	博	
5番	河	野	智	子	6番	武	川	則	幸	
7番	神	澤	敏	美	8番	神	宮	司	正	人
9番	荻	野	謙	一	10番	保	坂	利	定	
11番	野	澤	今	朝	幸	12番	中	村	正	彦
13番	海	野	利	比	古	14番	渡	辺	清	美
15番	中	川	秀	哉	16番	前	島	敏	彦	
17番	小	林		始	18番	渡	辺	正	秀	
19番	古	屋	始	芳						

3. 欠席議員

(な し)

4. 会議録署名議員

10番	保	坂	利	定	11番	野	澤	今	朝	幸
-----	---	---	---	---	-----	---	---	---	---	---

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市 長	山 下 政 樹	副 市 長	小 澤 紀 元
教 育 長	望 月 栄 一	総 務 部 長	深 澤 和 仁
総合政策部長	返 田 典 雄	会 計 管 理 者	市 川 要 司
市民環境部長	雨 宮 和 博	保健福祉部長	西 海 好 治
子供すこやか部長	中 村 富 之	産業観光部長	小 宮 山 昌 彦
建 設 部 長	角 田 和 仁	公営企業部長	水 谷 和 彦
教 育 部 長	赤 尾 好 彦	総 務 課 長	茂 手 木 政 和
政 策 課 長	小 澤 宏 之	財 政 課 長	金 井 久
消 防 長	矢 崎 丈 司	代表監査委員	曾 根 哲 哉
農業委員会会長	三 枝 啓 一		

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名（3名）

議会事務局長	荻 野 重 行
議 会 書 記	橘 田 裕 哉
議 会 書 記	古 屋 幹 仁

○議長（古屋始芳君）

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年笛吹市議会第4回定例会を開会いたします。

開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

師走を迎え何かと慌ただしくなっておりますが、議員各位におかれましては、議員活動ならびに市政運営につきまして、1年間ご苦勞をいただき、精力的な活動に敬意と感謝を申し上げます。

先般、11月11日の臨時会におきまして、第10代議長に就任いたしました。

改めまして、重責を痛感しているとともに、市民生活の安定・向上に向け、議会活動のより一層の充実強化に努めてまいりますので、引き続き議員各位のご協力のほどをよろしくお願いいたします。

今議会には市長より条例の改正、令和4年度補正予算など、各種案件が提案されております。

会期中、格別のご精勵を賜り、慎重にご審議くださいますようお願い申し上げ、開会にあつてのあいさつとさせていただきます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛にお願いします。

また携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので念のため申し添えます。

本日の会議を開きます。

なお、新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用のまま会議を行います。

発言する場合のマスクの着用は、個々の判断に委ねます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

○議長（古屋始芳君）

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第79条の規定により

議席第10番 保坂利定君および

議席第11番 野澤今朝幸君

の両名を会議録署名議員に指名いたします。

○議長（古屋始芳君）

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月20日までの19日間といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から１２月２０日までの１９日間と決定しました。

○議長（古屋始芳君）

日程第３ 「議会関係諸般の報告」を行います。

本日まで受理した請願はありませんでしたので、その旨ご報告いたします。

続いて、監査委員から令和４年８月分から令和４年１０月分の例月出納検査の結果について報告がありました。お手元に配布してあります報告書により、ご了承願います。

次に地方自治法第１２１条の規定により、市長ならびに行政委員会の長および委員に出席を求めたところ、お手元の名簿のとおり説明員の出席の通知がありました。

なお、今定例会から新代表監査委員に就任した曾根哲哉君が出席しておりますので、ご紹介いたします。

(起立・一礼)

議会関係の出席状況等については、お手元に配布した活動報告のとおりです。

○議長（古屋始芳君）

日程第４ 市長より行政報告ならびに日程第５ 議案第１１３号から日程第４０ 議案第１４８号までを一括議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

令和４年笛吹市議会第４回定例会の開会に当たり、提出した案件につきまして、その概要をご説明申し上げますとともに、前回定例会以降の行政運営の状況について申し述べ、議員各位ならびに市民の皆さまにご理解を賜りたいと存じます。

はじめに、ハートフルタウン笛吹！商品券事業 第２弾についてです。

新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、原油価格や物価高騰の影響を受けている市民の生活を応援するとともに、市内事業者を支援するため、市民の皆さまに、市内の登録店舗のうち、地元事業所で利用が可能な７千円分、全事業所で利用が可能な３千円分、合計１万円分の商品券を配布しました。

商品券は、１２月１日から２月２８日まで利用できます。１１月３０日現在の登録店舗は７４６店舗となっていますので、市民の皆さまが多くの店舗で利用できるよう、引き続き登録店舗の増加に取り組んでまいります。

次に、ＦＵＪＩＹＡＭＡツインテラスの来訪状況および周辺整備についてです。

令和４年度は、林道の冬季閉鎖期間を除いた４月２５日から１１月２８日までの７カ月間、ＦＵＪＩＹＡＭＡツインテラスへの送迎バスを運行し、約２万人の方が訪れました。

市では、訪れる方の更なる利便性向上を図るため、１１月に、すずらん群生地駐車場に環境に配慮したバイオトイレを設置したほか、すずらん群生地駐車場までのアクセス道路の拡幅工事を実施しております。

今後も、多くの方が旅の目的地としてＦＵＪＩＹＡＭＡツインテラスを訪れていただけるよ

う、魅力の向上を図るとともに、更なるPRに努めてまいります。

次に、さくら温泉通りイルミネーションについてです。

12月23日から翌年の2月14日まで、さくら温泉通りの桜173本に55万球のLED電球を用いた、約1キロの幻想的なイルミネーションを実施いたします。

石和温泉郷の新たな魅力を創出し、観光客だけでなく、市内外の方々にも何度も足を運んでいただける冬を代表するイベント事業として、旅館や観光案内所などにポスターやチラシを配布するとともに、12月1日からは市のホームページに特設サイトを設けてPRを行っています。

また、イルミネーションの実施期間中は、足湯広場などにキッチンカーが出店するなど、来場者に喜んでいただける仕組みづくりを行っていきますので、県内では最大級となる街路樹のイルミネーションをお楽しみいただければと思います。

次に、「Xmas花火in笛吹～聖なる夜の冬花火～」の実施についてです。

今年も12月24日（土曜日）と25日（日曜日）の2日間、クリスマスの夜空を鮮やかに彩り、市内外の多くの皆さまに楽しんでいただけるよう市役所前の笛吹川河川敷において、午後8時から30分間、両日ともに約3千発の花火を打ち上げます。

冬の澄み切った夜空に映える色鮮やかな花火を、ご家族、ご友人、恋人などと一緒に楽しんでください。

次に、消防団員の処遇改善についてです。

本市では、令和3年4月に国から出された「消防団員の報酬等の基準の策定について」の通知を受け、消防団員の処遇を見直すこととし、基本消防団員を3割削減し、削減した団員数を特定の活動にのみ参加する機能別消防団員で補うこと、年額報酬を見直し、新たに出勤報酬を支給すること、各分団に交付していた消防団運営交付金を廃止すること等について、消防団幹部と協議を重ねてきました。

現在は、令和5年4月からの運用に向け、消防団員の出勤状況を管理するとともに、団員個人の口座に報酬を支払うため、消防団管理システムの導入に向けた準備を行っています。

次に、地区防災計画策定支援事業についてです。

行政区における共助による防災力を高めるため、各行政区の特性に応じ、平時および災害発生時の対応を定める地区防災計画の作成を支援しています。

令和4年度は、浸水想定区域内の指定避難所から4つの行政区をモデル地区として、10月上旬から計画作成のためのワークショップを開催しています。ワークショップは、年度末までに6回開催し、各行政区の地区防災計画の策定と、浸水想定区域における地区防災計画のひな型および計画策定マニュアルを作成します。

また、令和3年度の事業で取り組んだ浸水想定区域および土砂災害区域の指定がされていない地域での取り組み成果をもとに、行政区長会において作成支援の説明を行い、地区防災計画の作成を促進しています。

次に、防災備蓄倉庫整備事業についてです。

災害発生時に迅速に指定避難所を開設し、避難者を受け入れることができるよう、令和3年度から指定避難所に防災備蓄倉庫と備品の整備を行っており、令和6年度完了を目指して進めています。

令和4年度は、13カ所25棟の防災備蓄倉庫を整備する予定で、一般競争入札により10月

24日に仮契約を締結し、契約案件として、今議会に提出しています。

次に、甲府市とのやまなし県央連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議についてです。

人口減少、少子高齢社会にあっても、一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済が維持され、住民の暮らしを支えることが可能な魅力あふれる圏域の形成を目的に、甲府市が連携中枢都市となり、本市を含む8市1町が甲府市と連携する、やまなし県央連携中枢都市圏の形成について、現在協議を進めています。

国の連携中枢都市圏構想推進要綱では、圏域を形成するためには、甲府市が行った連携中枢都市宣言に続き、圏域の構成市町がそれぞれの議会の議決に基づき締結する「連携中枢都市圏形成に係る連携協約」、圏域の中長期的な将来像や推進する具体的な取り組みなどを定める「連携中枢都市圏ビジョンの策定」が必要とされています。

連携協約については、地方自治法の規定に基づく議会の議決が必要とされていることから、本市と甲府市の連携協約の締結に関する協議についての議案を今議会に提出しています。

連携中枢都市圏ビジョンについては、令和5年3月に策定することとして構成市町で検討を進めています。

次に、子どもすこやか医療費および重度心身障害者医療費助成事業に係る窓口無料対象年齢の拡大についてです。

新型コロナウイルス感染拡大の長期化や、急激な物価高騰が続く中、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、当初の予定より5カ月前倒して、本年11月1日から笛吹市子どもすこやか医療費助成事業の対象年齢の上限を18歳までに拡大しました。

これに合わせて、障がいのある児童についても医療格差が生じないように、笛吹市重度心身障害者医療費助成事業の窓口無料対象年齢の上限を18歳までに拡大しました。

今後も、より一層、子育て世代の皆さまが住みやすく、子育てしやすいまちづくりに努めてまいります。

次に、笛吹市特殊詐欺対策アダプタ取付費用補助事業についてです。

近年、電話を掛けるなどして高齢者から現金をだまし取る特殊詐欺の被害が増加しており、本市においても、令和2年度は3件、令和3年度は5件の被害が発生をしました。

そこで、笛吹警察署と連携し、本市の高齢者が、特殊詐欺の被害にあうことを防止するため、本年11月から、特殊詐欺対策アダプタを電話機に取り付ける費用の補助事業を開始しました。

これは、高齢者宅に特殊詐欺の疑いがある電話があった場合、通話録音機能付きの端末がAIを活用して事前に登録した電話番号やメールアドレスにお知らせしてくれるものです。

11月末現在、アダプタに関する問い合わせは14件、笛吹警察署による設置の必要性の確認のあと、申請に至った件数は4件となっています。

高齢者が安心して暮らせるよう、引き続き、特殊詐欺の未然防止、地域全体の特殊詐欺被害の抑止力として、特殊詐欺対策アダプタの取付について周知してまいります。

次に、民生委員児童委員の改選についてです。

11月30日に任期を迎え、3年に一度の改選が行われた民生委員児童委員は、12月1日から委員202人による新体制でスタートしました。

民生委員児童委員は、住民の身近な相談相手となり、支援を必要とする方に対しては、行政や専門機関につないでいただくなど、地域福祉を支える重要な役割を担っています。民生委員

児童委員の活動について、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、第35回山梨県下市町村対抗グラウンドゴルフ大会の結果についてです。

10月30日に開催されたグラウンドゴルフ大会に、本市から4チームが出場した結果、笛吹Aチームが優勝し、4連覇を果たしました。

選手の皆さんは持てる力を十分に発揮し、見事な成績を収めてくれました。来年もご活躍されますよう期待しております。

次に、第26回全国小学生・中学生俳句会についてです。

今年の俳句会には、全国47都道府県から応募があり、小中学校535校から3万6,731句の作品が寄せられました。

12月17日には、いちのみや桃の里ふれあい文化館において表彰式を開催し、文部科学大臣賞のほか、昨年度から設けた蛇笏・龍太特別賞などの入賞作品を発表します。

次に、令和5年1月22日に執行される山梨県知事選挙についてです。

7月の参議院議員選挙での本市の投票率は、県内でも最低水準となり、特に若年層の投票率低下は課題となっています。

若い世代には、いずれ社会の担い手になるという意識を持っていただき、もっと政治への関心を深めてほしいと願うばかりであります。

本市では、投票率向上に向けた取り組みの一環として、参議院議員選挙から、投票済証を笛吹高校の生徒がデザインしたものにリニューアルしたところ、投票に訪れた方々から好評をいただいています。

これに加えて、今回の知事選挙では、新たに期日前投票所を笛吹高校に設置できるよう、学校側と準備を進めています。

続きまして、本日、提出しました案件について、概要をご説明申し上げます。

提出しました案件は条例案10件、補正予算案10件、その他の議案16件、合わせて36件です。

はじめに、条例案です。

まず、「笛吹市個人情報保護法施行条例の制定について」は、個人情報保護に関する法律の一部改正に鑑み、個人情報保護条例を廃止し、新たに条例に委任された事項を定めるため、条例の制定を行うものです。

次に、「笛吹市個人情報保護審査会条例の制定について」は、個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、個人情報保護審査会の設置に関し、条例の制定を行うものです。

次に、「笛吹市健康増進施設条例等の一部改正について」は、個人情報保護条例を廃止することに伴い、関連する33条例について、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」は、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙公営の限度額を引き上げるため、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市職員給与条例及び笛吹市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」は、人事院および山梨県人事委員会による公務員の給与等に関する勧告に鑑み、民間の給与との較差を是正するため、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市職員の定年等に関する条例の一部改正について」および「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は、地方公務員法

の一部改正により、地方公務員の定年が延長されることに伴い、関係する条例を整備するものです。

次に、「笛吹市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について」は、非常勤の消防団員の処遇の改善を図るため、年額報酬を見直すとともに、出勤報酬の創設について、所要の改正を行うものです。

また、その他条例改正2件については、いずれも関係上位法令等の改正に伴うものです。

続きまして、補正予算案についてです。

まず、「令和4年度笛吹市一般会計補正予算（第7号）」については、既定の予算額に歳入歳出それぞれ8億5,865万円を追加し、総額を435億341万円とするものです。

歳入の主なものは、国庫支出金に、子どものための教育・保育給付費国庫負担金や保育対策総合支援事業費補助金など、2,122万円を追加しました。

また、県支出金には、山梨県子どものための教育・保育給付費負担金や山梨県子どものための教育・保育給付費地方単独費用補助金など、1,911万円を追加しました。

さらに、ふるさと納税寄附金6億円、企業版ふるさと納税寄附金1千万円および基金繰入金1億9,694万円などをそれぞれ追加しました。

歳出の主なものは、ふるさと納税寄附金の増額が見込まれるため、まちづくり基金に6億円を積み立てるとともに、ふるさと納税事業にポータルサイト利用手数料など必要経費7,706万円を追加しました。

また、企業版ふるさと納税寄附金を活用し、災害時に指定避難所に設置するナイロン製ワンタッチパーティションを購入するため、災害対策事業に1,188万円を追加しました。

さらに、令和4年2月からの国の臨時交付金による保育士等の処遇改善について、10月以降の処遇改善分等が公定価格に反映されることとなったため、施設型給付費等事業および保育所運営事業に必要経費4,361万円を追加しました。

このほか、国の保育対策総合支援事業費補助金を活用し、市立保育所や市内私立保育園等の新型コロナウイルス感染症対策に係る必要経費952万円、人事院勧告に伴い職員人件費に2,881万円、燃料費や電気料の価格上昇に伴い、燃料費・光熱水費に総額3,708万円を追加しました。

次に、特別会計の補正予算案です。

国民健康保険特別会計をはじめ4会計において、総額183万円を追加するものです。

次に、企業会計の補正予算案です。

水道事業会計をはじめ4会計において、収益勘定、資本勘定に総額334万円を追加するものです。

続きまして、その他の議案です。

まず、「変更契約の締結について」は、令和3年第3回定例会において、契約の締結について議決いただいた浅川中学校校舎の長寿命化改修に係る建築と機械設備の2件の工事および一宮西小学校校舎改修工事の内容に変更が生じたことにより、契約金額を増額する変更契約を締結するため、笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものです。

次に、「動産の取得について」は、指定避難所防災備蓄倉庫の設置および小型動力ポンプ積載水槽車の購入の契約締結にあたり、笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分

の範囲を定める条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

次に、「権利の放棄について」は、債務者の死亡に伴い相続人全員の相続財産放棄申述書を裁判所が受理したこと、および債務者の破産手続きの免責許可を裁判所が決定したことにより、債権の回収が不可能となった市営住宅の家賃および、これに係る遅延損害金の支払請求権を放棄することについて、地方自治法第96条の2第1項第10号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

次に、「公の施設に係る指定管理者の指定について」は、令和5年3月をもって指定期間が満了する5件、新たに指定管理を導入する2件について、令和5年4月以降の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

次に、「甲府市とのやまなし県央連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について」は、国の連携中枢都市構想推進要綱に基づく連携中枢都市圏である「やまなし県央連携中枢都市圏」を形成するため、甲府市との連携協約の締結に関する協議について、地方自治法第252条の2第3項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

次に、「市道の廃止について」および「市道の認定について」は、周辺地域の土地利用等の変化に伴い、市道1路線を廃止し、当該路線を含めた市道1路線を新たに認定することについて、道路法第10条および第8条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

いずれの案件につきましても、その末尾に提案理由を付記しておりますので、詳しくは、それによりまして、ご確認をお願いいたします。

以上、今定例会に上程いたしました案件について、提案理由をご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古屋始芳君）

以上で、本日の議事はすべて終了しました。

お諮りします。

明日12月3日から12月11日までは、議案調査のため休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、明日12月3日から12月11日までは休会とすることに決定しました。

次の本会議は12月12日、午前10時から再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時05分

令和 4 年

笛吹市議会第 4 回定例会

1 2 月 1 2 日

令和4年笛吹市議会第4回定例会

1. 議事日程(第2号)

令和4年12月12日
午前10時00分開議
於 議 場

- 日程第 1 市長提出議案 議案第113号—議案第148号(一括上程)
上程議案に対する質疑
日程第 2 市政一般についての質問(一般質問)

2. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	岡 由 子	2番	落 合 俊 美
3番	山 田 宏 司	4番	河 野 正 博
5番	河 野 智 子	6番	武 川 則 幸
7番	神 澤 敏 美	8番	神 宮 司 正 人
9番	荻 野 謙 一	10番	古 屋 始 芳
11番	野 澤 今 朝 幸	12番	中 村 正 彦
14番	渡 辺 清 美	15番	中 川 秀 哉
16番	前 島 敏 彦	17番	小 林 始
18番	渡 辺 正 秀	19番	保 坂 利 定

3. 欠席議員

13番 海 野 利 比 古

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市 長	山 下 政 樹	副 市 長	小 澤 紀 元
教 育 長	望 月 栄 一	総 務 部 長	深 澤 和 仁
総合政策部長	返 田 典 雄	会 計 管 理 者	市 川 要 司
市民環境部長	雨 宮 和 博	保健福祉部長	西 海 好 治
子供すこやか部長	中 村 富 之	産業観光部長	小 宮 山 昌 彦
建 設 部 長	角 田 和 仁	公営企業部長	水 谷 和 彦
教 育 部 長	赤 尾 好 彦	総 務 課 長	茂 手 木 政 和
政 策 課 長	小 澤 宏 之	財 政 課 長	金 井 久
消 防 長	矢 崎 丈 司	代表監査委員	曾 根 哲 哉
農業委員会会長	三 枝 啓 一		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	荻 野 重 行
議 会 書 記	橘 田 裕 哉
議 会 書 記	古 屋 幹 仁

○議長（古屋始芳君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事についての可否を表明し、また騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に願います。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので、念のため申し添えます。

本日の会議においても新型コロナウイルス感染防止のため、マスクの着用のまま会議を行います。

発言する場合、マスクの着用は個々の判断に委ねます。

なお、換気を行うために、一般質問1人終了ごとに暫時休憩いたします。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

報告事項を申し上げます。

本日、海野利比古君より欠席届が、また教育部長、赤尾好彦君より早退届が提出されており、これを受理しましたので報告いたします。

○議長（古屋始芳君）

日程第1 「市長提出議案 議案第113号から議案第148号」までを一括議題とし、上程議案に対する質疑および日程第2 「市政一般についての一般質問」を行います。

今定例会へは10名から18問の通告がありました。

質疑および質問は、配布しました議案に対する質疑および一般質問一覧の順番のとおりに行います。

申し合わせ事項を順守され、簡単明瞭に願います。

なお、当局の答弁も簡明率直にされまして議事進行にご協力をお願いいたします。

質疑および質問時間については、1人15分以内とします。

関連質疑および質問については、申し合わせのとおり同一会派のみ5分間とし、通告者の質疑および質問がすべて終了したあとになりますので、ご承知願います。

それでは通告に従い、渡辺清美君の質疑および質問を許可します。

14番、渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

公明党の渡辺清美です。

議長の許可をいただきましたので、2点質問させていただきます。

1点目としまして、男性の育児休業取得について伺います。

男性の育児休業取得を促すため、１０月から産後パパ育休（出生時育児休業）制度がスタートしました。これは、改正育児・介護休業法の一部施行に伴って創設された制度で、従来の育休制度とは別に、子どもの出生後８週間以内に最大４週間の育休を２回に分けて取得できます。

従来の育休は原則、休業の１カ月前ですが、産後パパ育休は２週間前に短縮され使いやすくなっています。出産後の８週間は、母親の肉体的、精神的な負担が特に重いとされ、父親が仕事を休みやすい制度が創設された意味は大きいです。

新制度の利用者には、国の雇用保険から休業前の賃金６７％の給付金が支給され、休業中は社会保険料が免除されますので、手取りでは休業前の約８割の収入となります。

従来の育休も利便性を高めました。以前は、子どもが１歳になるまで夫婦いずれも原則１回までしか取れなかったが、１０月からは夫婦それぞれ２回にまで分けて取れるようになりました。

この改正法は、公明党のリードで実現したもので、男性の育児参加を一層促すことが目的です。厚生労働省によると、２０２１年度の男性の育休取得率は１３．９７％で、過去最高となったものの、女性の取得率８５．１％に比べ、圧倒的に低く、取得期間も５日未満が３割を占めています。政府は２５年までに取得率を３０％に引き上げる目標を掲げています。

男性が育休制度を利用しなかった理由には、職場が育休の取得をしづらい雰囲気などが挙げられており、今年４月から出産を控えた社員を対象に育休の取得意向を確認することが企業に義務付けられるとともに、育休の取得促進に取り組む中小企業への助成金制度が拡充されました。

来年４月からは、大企業を対象に男性の育休取得率の公表が求められます。育休取得率の向上を官民挙げて推進すべきと考えますが、本市の取り組みをお伺いいたします。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

中村子供すこやか部長。

○子供すこやか部長（中村富之君）

渡辺清美議員の一般質問にお答えします。

市では、育児・介護休業法の改正に伴い、産後パパ育休や育児休業の分割取得が新たに制度化されたことを受け、本年９月から母子健康手帳の交付時および妊婦が転入する際の手続き時を利用して、全ての妊婦に対し、制度説明用のリーフレットを配布するとともに、市のホームページに制度について掲載し、周知に努めています。

一方、昨年度、笛吹市男女共同参画推進委員会が実施した「働きやすい職場を考えるための実態調査」では、市内企業８２社から回答をいただき、男性の育児休暇取得率が１０％であること、育児休暇の取得を女性のみとしている企業が８社あることが分かり、男性の育児休業制度が浸透していない状況がうかがえました。

推進委員会では、調査にご協力いただいた企業に対し、本年度中に調査結果をフィードバックする予定であり、その際に、本年度の制度改正についても周知し、男性の育児休業の取得が促進されるよう取り組むこととしています。

男性の育児休業制度について、該当する方のみならず、企業においても理解を深めていただけるよう取り組み、男女とも仕事と育児を両立できる環境づくりに努めていきます。

以上、答弁いたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

ありがとうございました。公明党としまして、様々な働き方がございますので、雇用保険の関係から出ている方ばかりではなくて、今後、自営業とか、フリーランスの方々にもこういったものが、制度が給付金が出るように、国としっかりと対応しながら、進めていく方針ですので、今後ともご指導をよろしくお願いいたします。

それでは、2点目に移らせていただきます。

子育て支援（妊娠・出産時に計10万円伴走型の支援相談体制と一体）について、お伺いいたします。

未就園児などと呼ばれている保育所や幼稚園に通っていない小学校就学前の子ども（0歳から5歳児）のうち、家庭で育児が困難な場合の人たちに対して、政府は公明党の主張を受け、本格的な対策に乗り出すことになりました。

こうした施設に通わない子どもは、社会からの孤立で虐待などのリスクが高まるとされます。特に0歳から2歳児については、保育所などに通わない子どもが全体で6割を超えております。

政府は、来年4月に創設される子ども家庭庁の基本方針で、「就学前の全ての子どもの育ちの保障を担う」と強調。各省庁の施策を統合し、家庭訪問や困りごと相談の調査に、これを力強く推進していく方向になっております。

子育て世帯に対して、支援が手薄な0歳から2歳児に焦点を当て、妊娠期から出産、産後、育児期まで一貫して寄り添い、相談を通じて様々なニーズに即した支援につなげます。育児の不安を和らげ、孤立を防ぐのが目的です。この伴走型の相談支援を充実させるとともに、政府の総合経済対策では、妊娠届と出生届を提出した際に、それぞれ5万円相当の支援を実施することが想定されております。育児用品の購入費や産前、産後ケア、家事支援のサービスなどに利用できます。今年4月以降に出産した人に給付いたします。

経済的負担の軽減とともに、妊娠時からの伴走型の相談支援を一体的なパッケージとして実施することが、継続的に実施することが決まりました。そこで本市の取り組みをお伺いいたします。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

中村子供すこやか部長。

○子供すこやか部長（中村富之君）

渡辺清美議員の一般質問にお答えします。

国が進める出産・子育て応援交付金事業は、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題であるとして、地方自治体の創意工夫により、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施するものです。

事業を進めるに当たっては、地方自治体におけるこれまでの取り組みを生かしながら、地域の実情に応じた柔軟な仕組みとし、相談および経済的支援を早期に対象者に届けることを目指すとされています。

伴走型相談支援については、全ての妊婦や子育て家庭を対象に、妊娠初期は母子健康手帳を交付する際に、妊娠中期はマタニティ通信を送付する時期に、産後・子育て期は出生届の提出時から乳児家庭全戸訪問時まで、保健師等が面談を実施します。面談後においても、担当保健師等が寄り添い、随時相談に応じる中で、必要な支援につなぐことを想定しています。

経済的支援については、一体的な支援を早期に対象者に届ける当該事業の趣旨を踏まえ、支給形態は現金給付とし、各家庭の事情に応じて、出産準備や育児のために有効活用していただきたいと考えています。

令和5年1月から事業開始を予定しており、準備が整い次第、市のホームページ等で周知するとともに、該当する方には窓口での案内のほか、個別に通知します。

妊娠時から出産、子育て期まで一貫した伴走型支援と経済的支援の実施により、全ての妊婦や子育て家庭において、安心の醸成と孤立感や不安感の軽減が図れるよう取り組みを進めていきます。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

ありがとうございました。本市はとても、保健婦さんたちも何回もいろいろなことを相談してくださって、最初のほうから、妊娠時から、そうやって、やってくださることをよく承知しております。ありがとうございます。

本市としましては、そういった相談の中から、どのような声が一番高かったのか、そういう点が分かりましたら、教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（古屋始芳君）

中村部長。

○子供すこやか部長（中村富之君）

渡辺清美議員の再質問にお答えします。

相談の内容としては、身近な相談ということで、子どもの子育てについて、それから子どもの預かっていただけるようなところがないかどうかということで、市内に子育て支援センター7カ所ございますので、そちらのほうの案内とかもしている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古屋始芳君）

質疑・質問はありませんか。

渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

ありがとうございました。やはり全国的にやっぱり子どもを預けるとことか、そういうところとかそういうお声はあります。そして本当に自分が抱えている不安がそうやって相談することによって、取り組まれていくことに、本当に皆さん安堵を抱えております。

中には専業主婦であっても、やはり時々には自分のやるべきこともありますし、そういうときに保育園にちょっと、短期間だけでも、数時間でもいいけど、預けられるような制度、こういった制度を試みている行政もありますので、どうかその想定もプラスしていただければあり

がたいと思います。

そしてまた、外国人の方々もおりますので、やはりどこにどういう保育園があるのか、どうして申請をしていいのか、そういう分からない声もあると思います。そういったことも入れていきたいと思います。

そしてまた、中には子どもさんが吸引などをしなければならない、そういった障がいを抱えているお子さんもいらっしゃる、なかなかそれを受け入れてくれる保育園とか、幼稚園がない、これは笛吹市の場合ではございませんけど、全国的な声を聞きますと、そういったこともあるそうで、どうかそういった障がいのある子どもさんたちも一緒に育てられるような、そういった制度も、導入していただければありがたいなということを感じております。

そしてこれからは意見だけで、質問ではありませんけれど、しばらくすみません。

東京なんかは、パパママ応援事業というのがありまして、そしてそこで市区町村がその費用を事業の中でいろいろ自分たちに生かすことをやっております、例えば三鷹市とか、そういったところは先ほどもやっぱり商品券、1万円の商品券を出産した、妊娠した時点に母子手帳を提供するときと一緒に、今度はいろんな相談事の申請をどうしたらいいかって、そういうやり方を、一緒にそれをその紙を添えてやっているそうなんです。

そして9割の方がこれに来てくださって、そして1回面接すると1万円の商品券、子どもさんに使える商品券をいただけるということで、そして26週以上になっても見えない方もいらっしゃるそうで、そういった方々にはハガキや電話などで、連絡を取りながらやっていくということと、そしてまた町田市なんかは、本当にお母さんにとってみれば、妊娠でもってとても具合の悪い人たちもいらっしゃいます。なかなか行きたいけど、相談に行けない方々もいらっしゃいますので、そういった方はLINEのアプリなんかでもって、いろんな、いついつというような相談の日程を決めたり、そしてオンラインで相談できるような体制、やはり自分の家だと安心するという方もいらっしゃいますし、行けない方たちにそういう対応もしているそうなので、どうかこういった点も取り入れていただいて、これから全国的に様々なやり方が出てくると思います。どうかいろんな良い方法を取り入れていただいて、笛吹市の方々が本当に安心して子どもを産める制度、また産んでからも様々な相談に乗ってくださる笛吹市を目指してやっていただきたいと思いますので、どうぞ今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上で、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（古屋始芳君）

以上で、渡辺清美君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開を10時35分といたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時35分

○議長（古屋始芳君）

再開いたします。

次に通告に従い、前島敏彦君の質疑および質問を許可します。

16番、前島敏彦君。

○16番議員（前島敏彦君）

通告に従いまして、2問、質問させていただきますけども、まず最初に1問目でありますけども、その前に、「光陰矢のごとし」はよく言ったもので、今年も残すところわずかとなりました。

つい先日は、日本中をワールドカップで楽しませていただきました。しかし、暗い事件、事故等も多数ありました。

そういった中で、近年観光シーズンである秋が非常に短いことから、特に一年が早く感じます。

観光シーズン秋と言えば、4年ぶりに本市の一大イベントであります川中島合戦戦国絵巻が開催され、多くの方に楽しんでいただきました。

また、海外からの受け入れも再開され、コロナ禍前とはいかないものの少しずつ観光客が戻り、経済が豊かになっていることを、山下市長をはじめ、多くの方が望んでいるところであります。

イベントに関連しますと、10月の末、韓国ソウルの梨泰院で多くの方が犠牲となった圧死事件は記憶に新しいと思いますが、事故発生当時は、主催者のいないイベントはどこに責任を問えばいいのか、韓国をはじめ、日本のニュースでも話題となりました。

その後、遺族や国民から政府や警察の対応に問題がある。また、梨泰院がある龍山区の区長にも行政として安全対策を事前に講じていなかったなど、責任を問う声があがりました。

今月24日、25日にはクリスマス花火、近津川でのイルミネーションが予定されております。また、本市には一年を通じ様々なイベントがありますが、あらゆることを想定し、行政として何を行うべきか、今後の課題になると思います。

新型コロナウイルス感染症はまだまだ収束にも至りませんが、安全対策をしっかりと行いながら、以前のようにイベントが開催される、多くの方に喜んでいただける日が少しでも多くなることを願っております。

それでは、質問させていただきます。

はじめに、史跡甲斐国分寺・国分尼寺跡保存整備事業についてを伺います。

国分寺、国分尼寺につきましては、奈良時代に聖武天皇が、国家が安らかに収まるようにと、国ごとに建立された寺であります。

笛吹市にある国分寺跡と尼寺跡につきましては、ともに良い状態に残っております。全国的にも大変貴重なケースであります。

甲斐国千年都である笛吹市の貴重な歴史的遺産を守るため、市では保存整備事業を行っておりますが、それについて以下伺います。

市の計画では、令和4年から令和5年度にかけて保存活用計画を策定することになっておりますが、その計画の概要は、また策定状況について伺います。

2点目、令和4年、第1回定例会の代表質問で、公有化の状況について質問させていただき、国分寺跡につきましては、指定面積約4万6千平方メートルのうち81%、国分尼寺跡につきましては、指定面積約3万平方メートルのうち84%が公有化されているとの答弁でありました。

公有化が国分寺、国分尼寺についても80%を超えてきておりますが、公有化完了の見込みについて伺います。

3点目、子どもたちの学びの杜や、学びの場や、文化財を観光資源として活用するためには、整備の方向性や内容が重要であると考えます。

今後の予定として、令和4年度から令和5年度までに策定する保存活用計画をもとに、令和6年度には整備基本計画の策定を予定しているようではありますが、市としてはどのような方向性の整備を考えているのか、伺います。

まず、1問目の質問とさせていただきます。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

赤尾教育部長。

○教育部長（赤尾好彦君）

前島敏彦議員の一般質問にお答えいたします。

まず、保存活用計画の概要と策定状況についてです。

保存活用計画は、史跡甲斐国分寺・国分尼寺跡が本来持つ歴史上、学術上の価値を将来に継承していくとともに、地域の資源として学習や憩いの場などに活用していくための、基本的な方針を定めるものです。

計画の策定に向けて、令和4年8月に地元住民代表と学識経験者で構成する保存活用計画検討委員会を設置しました。これまでに委員会を2回開催し、計画の前半部分にあたる「史跡の現状分析」と「課題の抽出」を行っているところです。

次に、史跡地の公有化完了見込みについてです。

令和3年度末において、国分寺跡では指定面積約4万6,300平方メートルのうち81%にあたる約3万7,500平方メートル、国分尼寺跡では約3万500平方メートルのうち87%にあたる約2万6,600平方メートルの公有地化が完了しています。残りの部分については、早期の公有地化を進めていきます。

次に、整備の方向性についてです。

甲斐国分寺・国分尼寺跡の特徴を生かし、歴史学習の場として整備するエリアと、市民の憩いの場として活用するエリアが両立する計画を検討していきたいと考えています。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

前島敏彦君。

○16番議員（前島敏彦君）

ありがとうございました。もう少しで公有化完了という見込みのようではありますが、この地域は今現在、風致地区と申しますか、いろんなものが整備するにもあたり、いろいろ問題が風致地域になっているならば、それなりにまた考えていく方向でないというようなことがあると思いますけども、市では現在、こちらにありますけども、QRによるダウンロードでやられておって、確かにこういったものですね、素晴らしい考えの下、また行政としてですね、これを見るだけで若い方は結構、これには芦川の原風景だとか、身近な道祖神ですとか、こういったものが拾えるということでありがたいわけですが、この整備については、

もう少しですね、教育面だとか、観光面においては、AR拡張現実、今はもうそういった時代なのかなという感じもしておりますので、このへんの整備もしていく中で、こういったものを取り入れるお考え等はあるのか、そのへんをちょっとご答弁できればと思います。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

赤尾教育部長。

○教育部長（赤尾好彦君）

前島敏彦議員の再質問にお答えいたします。

現在、甲斐国分寺跡では、案内板にQRコードが入れてありまして、そこにスマートフォンをかざすとパンフレットがご覧いただけると、そういう仕組みになっております。今後もさらにこうした取り組みを広げていって、内容を充実していきたいと思っております。

また、ご指摘のありましたコンピューターグラフィックの使用についても、当時建設された建物なんかの復元画像を、現在の地形だとか、あるいは風景だとか、空間に重ねて映し出すという、いわゆるARの技術も使って、今後、研究をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑・質問はありませんか。

前島敏彦君。

○16番議員（前島敏彦君）

ありがとうございました。前向きな答弁をいただき、やはりこういった、ああいった歴史の場所というのは、今後、われわれがですね、教育者である教育関係、また観光面でも生かせるような方策を取っていただければと。完了してだとなかなかそのへんが前へ進まないケースが多いわけですので、完了したらぜひともそういった形でお願いしたいと思っております。

次に、青楓美術館について質問させていただきます。

青楓美術館は、山梨県立美術館の開館以前に建てられた私設美術館として、文化的・芸術的な価値が評価されているわけである。前回の質問の中でもありましたけれども、東京でも企画展が開催されるなど、津田青楓の作品につきましては、近年とても人気があります。

青楓美術館は、作品を見に訪れる方だけではなく、地元一宮北小学校の児童をはじめ、市内の児童生徒に教育にも活用されているなど、重要な施設の一つであると考えます。

この青楓美術館につきまして、令和4年第1回定例会や、過去にも何度か質問させていただきました。また、令和4年第2回定例会では野澤議員、また渡辺議員も質問しましたが、今回も質問させていただきます。

個別施設計画を策定後、春日居郷土館へ機能を移転することについて、運営協議会を開催し、説明を行った上で意見を聞いたと思います。このことについて、委員の皆さま方からはどのような意見が出されたのかについて伺います。

また2点目、設立者でもある小池唯則氏は、昭和49年、美術館がなかった山梨の人々に本物の美術品を見てもらいたいと青楓美術館を建設いたしました。

また、津田青楓氏が田園の中にある小さな美術館みたいなものを望んでおり、小池氏も取り組みに共感して作品を提供したと伺っております。

これらを踏まえ、市が春日居郷土館へ機能に移転させることについて、小池唯則氏のご遺族に説明をした経過を伺います。また、遺族からはどのようなご意見があったか伺います。

3点目、御殿場市には東山旧岸亭という施設があります。この施設は、亡くなられた安倍元内閣総理大臣の祖父である第56代、57代の内閣総理大臣を務められた岸信介氏の自邸として昭和44年に建てられ、平成15年に御殿場市に寄贈され、国の登録有形文化財があります。

敷地面積は5,669平方メートルあり、庭園を維持するため毎日の清掃や、定期的な剪定などを行っていますが、年月が経ちますと伸びた木々に建物が覆われたり、屋根の劣化が見られるなど、限られた予算や人員で維持することも難しいという課題もあります。

そこで、この課題を解決するために、今年の9月から10月にかけてクラウドファンディングを立ち上げ、施設を整備するための寄附を募りました。

このような事例もある中、設立者小池唯則氏の思いを考慮して、クラウドファンディングを活用し、資金を広く集め、建物の耐震化やバリアフリー化や、施設の拡張を行うことも1つの選択肢と考えますが、市としての見解を伺います。

4点目、美術品については入館料を払ってみていただくだけではなく、作者が作品に込めた思いや、作品の特徴などを説明したり、来館者からの質問に答えられるようにするなど、訪れた人により興味を持ってもらうよう対応も重要であると考えます。

先ほど紹介しました、東山旧岸亭は、近年、数寄屋建築の祖とも言われ、建築家吉田五十八の晩年の代表作品であり、伝統的な数寄屋建築の美と現代的に住まいとして機能の両立を目指して設計されたこと、その魅力を来館者に伝えるため、ボランティアガイドが常備しております。

このような作品の魅力を伝えるガイドの育成など、美術品の展示に関する取り組みは行っているのか、このへんについても伺います。

5点目、令和4年第1回定例会でも言いましたが、市内には学びの杜みさかや境川など全、合わせますと約1,200点の素晴らしい美術品があります。津田青楓の作品以外で所有している、それらの美術品の現在の保管状況はどのようなになっているのか、そのへんについても伺いたいと思います。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

赤尾教育部長。

○教育部長（赤尾好彦君）

前島敏彦議員の一般質問にお答えいたします。

まず、運営協議会で出された意見についてです。

運営協議会では、「青楓美術館の設立者である小池唯則氏の意思を尊重してほしい」、「一宮地区で市民が絵画作品を発表できる場所がなくなる」、「ハザードマップで浸水想定地域にある春日居郷土館で作品を保管することは不安だ」、「機能に移転する場合は青楓美術館の名前を残してほしい」などの意見が出されました。

次に、創設者のご遺族への機能移転の説明経過とご遺族の意見についてです。

小池唯則氏のご遺族である小池節子氏には、運営協議会の委員となっていていただきます。ただし、ご高齢であり、協議会に出席できないため、代理人を通して機能に移転する考えを説明しております。

小池節子氏からは、美術館にある収蔵品などをよそに移さないでほしいとの意見をいただいております。

次に、クラウドファンディングを活用した、施設の改修や拡張についてです。

青楓美術館は、築４８年と老朽化が進んでいるほか、接道が狭いなど施設周辺の道路環境の課題もあるため、施設の改修などで課題解決を図ることは困難です。

市では、美術館がなかった山梨県の人々に本物の美術品を見てほしいとの願いで青楓美術館を造られた設立者の思いを踏まえ、収蔵作品を広く世に出していくとともに、より大勢の方にご覧いただくためには、施設の改修や拡張を行うのではなく、春日居郷土館への機能集約が適切であると考えております。

そのため、現時点で青楓美術館の建物の改修、拡張に向けたクラウドファンディングの活用は考えておりません。

次に、来館者をひきつける作品の展示方法や魅力を伝えるガイド育成などの取り組みについてです。

青楓美術館では、来館者により興味を持ってもらえるように、半年に一度、テーマに基づく展示作品の入れ替えを行っているほか、青楓作品の横に小学生による模写作品や鑑賞文を並べて展示しています。

また、ガイドの育成については、現在、文化財課の学芸員が、青楓作品を解説するガイドとしてギャラリートークを開催しており、こうした企画を重ねる中で、青楓作品に関する学芸員の知識を深めております。

次に、青楓作品以外に市が所有している美術品の保管についてです。

合併前の旧町村を含め、市に寄贈された津田青楓以外の作品は何点かございます。

旧御坂町に寄贈された穴山勝堂や高野史静の作品は、学びの杜みさかの空調設備を整えた保存庫に収蔵しています。

また、旧境川村に寄贈された桑原福保の作品のように、市の施設等に展示しているものもございます。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

前島敏彦君。

○１６番議員（前島敏彦君）

ご答弁ありがとうございました。

ただいま、市のほうでは郷土資料館へ移行するというようなことのようにありますけれども、郷土資料館は、先ほどいろいろ、協議会の話の中にもありましたけれども、この笛吹市には、私の住んでいる近辺には早川徳次さん、地下鉄の父、地下鉄の創始者、こういう方もいたり、スタンレー電気の素晴らしい大社長もいらっしゃる。そういった方のいろんなものを資料館のほうではやっていただいておりますね、１，２００点からある作品でありますので、ぜひこういったものを、ぜひ今後考えていっていただきたいなというふうに思います。

これに対して、教育長のほうから何かご意見等がありましたら、お聞かせいただきたいと思います。教育だとか、文化の面でもやっぱりこういうものはやるべきでないかなと思います。ぜひよろしくお願いします。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

望月教育長。

○教育長（望月栄一君）

前島敏彦議員の再質問にお答えをいたします。

津田青楓以外の作品の展示につきましては、昨年、春日居郷土館で笛吹市所蔵美術品展として開催をさせていただきました。今後もこうした取り組みを進めていきたいというふうに思います。

また、美術館については、現在、春日居郷土館への集約を検討しておりますけれども、その中で美術品の展示についても考えてまいりたいというふうに思います。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

意見はありませんか。

前島敏彦君。

○16番議員（前島敏彦君）

ありがとうございました。ぜひ前向きなですね、いろいろ寄贈された方の思いもあるでしょうし、しかし市の方向もあると思います。検討していただくようお願いを申し上げまして、私の質問を終了とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（古屋始芳君）

以上で、前島敏彦君の質疑および質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開を11時15分といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長（古屋始芳君）

再開いたします。

次に通告に従い、武川則幸君の質疑および質問を許可します。

6番、武川則幸君。

○6番議員（武川則幸君）

笛新会の武川です。

線状降水帯などによる災害に備えた「危機管理体制」について、および市営温泉みさかの湯とももの里温泉の整備についての2件について質問いたします。

質問の前に、市内において新型コロナウイルスに感染された皆さまにお見舞いを申し上げるとともに、医療従事者をはじめ、感染拡大の防止に取り組まれている関係者の皆さまに感謝と敬意を表する次第であります。

それでは以下、質問に入ります。

まず最初に、線状降水帯などによる災害に備えた危機管理体制について伺いたいと思います。

来年は、1923（大正12）年に発生した関東大震災から100年の節目を迎えます。関

東全域で10万5千人を超える人たちが命を失いました。

近年も、日本各地で地震災害や台風・大雨による自然災害などが多発しています。

国は、本年度から5年間の「第3次学校安全推進計画」を策定し、激甚・頻発化する豪雨災害などが懸念されるとし、児童生徒が主体的に身を守る実践的な防災教育を推進します。各学校の危機管理マニュアルの実効性を高め、地域の災害リスクに合わせた防災教育を促します。

市内では、地震の発生と線状降水帯やゲリラ豪雨による災害が想定され、浸水想定区域や土砂災害警戒区域に立地する学校があります。

防災とは災害の発生を未然に防止するとともに、災害発生時に被害の拡大を防ぎ、迅速な復旧につなげることです。

私は、令和元年12月議会で「災害弱者の安全確保」について、令和3年6月議会で「災害発生時、要配慮者の個別計画策定」について、同年9月議会の代表質問で防災対策など質問、指摘いたしました。今回は水害に焦点を当てて、次の点について質問いたします。

1として、記録的短時間大雨情報や線状降水帯の発生予報を得た段階で、避難情報を発令し早期の避難開始を促すとのことですが、河川氾濫の恐れに対し市民への具体的対応を伺います。

2として、水害に特化した職員対応マニュアル策定、コロナ対策を講じた避難所開設マニュアル策定、災害種別ごとの避難方法の周知徹底、地区防災計画策定支援のモデル地区選定とひな型作成、各避難所運営マニュアル策定の進捗状況を伺います。

3として、中小河川の立木対策について、河川の良い維持管理が行われるよう、どのように進めるのか伺います。

4として、令和元年10月12日の台風19号の検証で、指定避難所開設の優先順位が曖昧だったこと、災害対策本部での情報の一元化が不十分だったことなどが課題として挙げられ、また、災害発生時に長期避難が予想される場合は避難者一覧を作成するとのことですが、避難所運営の見直し状況について伺います。

5として、避難所の環境整備として、マンホールトイレが設置されている石和南小学校および石和富士見小学校に続き、各避難所に順次設置されることを検討すべきと思いますが、見解を伺います。

6として、令和3年6月からの見直し後の「避難行動要支援者台帳」登録者が2,963人いる中で、迅速な避難支援、避難所での安否確認などに活用する「個別避難計画」の作成には、福祉専門職の参画が不可欠であるため、ケアマネジャーなどとの意見交換会を計画し、個別避難計画も作成するとのことですが、現況について伺います。

7として、浸水想定区域内および土砂災害警戒区域内にある小・中学校は何校あるのか。また、当該小・中学校の災害発生時の行動計画やマニュアルの作成状況などを伺います。

最後に、復旧作業に必要な「災害廃棄物処理計画」の現状について伺います。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

深澤総務部長。

○総務部長（深澤和仁君）

武川則幸議員の一般質問にお答えします。

まず、河川氾濫に対する市民への具体的対応についてです。

記録的短時間大雨情報と線状降水帯の発生予報が発表された際には、土砂災害や河川氾濫の

発生に備え、気象庁が降雨量、雨雲の動きや洪水、浸水、土砂災害の危険度分布および防災情報などを整理して発信する「キキクル」の予測情報の確認、気象台の地域防災官とのやり取り、消防団等のパトロールにより、情報を収集しています。

その上で、避難所の開設や市民への避難情報の発令について判断し、防災行政無線、防災無線メール、テレビ、ラジオ、市のホームページやSNS等を通して、市民の皆さまに対して、災害情報や避難情報を提供します。

次に、各種マニュアル等の進捗状況についてです。

令和元年の台風19号における市の災害対応の検証後、令和2年7月に災害時職員対応マニュアル水害編を作成し、すでに運用しています。

現在、笛吹市地域防災計画の改定に着手しており、この改定に合わせ、より具体的な職員初動マニュアルの整備について、令和5年10月の完成を目指して作業を進めています。

避難所開設・運営マニュアルは、指定避難所ごとに作成することとしており、令和2年7月には、新型コロナウイルス感染防止対策を講じたマニュアルのひな形の見直しを完了しています。

今後、新型コロナウイルスの感染拡大の状況を見ながら、各指定避難所の運営委員会を開催してマニュアルを作成していきます。

災害種別ごとの避難方法については、令和3年7月に配布した「災害発生時の避難方法について」や令和4年7月に配布した「マイ・タイムライン わが家の災害時行動計画」で周知しています。

地区防災計画策定支援については、今年度は、指定避難所が浸水想定区域内にある石和町唐柏区、小石和区、広瀬区、春日居町小松区をモデル地区に選定し、作成を支援しています。今年度末には、浸水想定区域における地区防災計画のひな形と計画作成マニュアルが完成します。

次に、中小河川の立木対策についてです。

市が管理する準用河川および普通河川については、職員が定期的にパトロールを行っています。また、地区からの要望があったときは、速やかに現地確認を行っています。河川管理上、必要があると判断した場合は、立木の除去等の対応をしています。

国や県が管理する一級河川については、立木対策等を随時要望しています。特に、笛吹川については、市長自らが、国土交通省等に対し、繰り返し要望活動を行った結果、河川管理上支障となる立木の継続的な伐採などが実施されています。

また、市内の建設業者などで構成する笛吹市沿岸建設安全推進協議会には、毎年、ボランティア活動として、河川の伐木を行うなど、良好な河川環境の保全にご協力いただいています。

次に、災害対策本部での情報の一元化と避難者名簿についてです。

災害対策本部での情報の一元化は、市内で発生している被害の情報や対応状況などを、現場の職員が、スマートフォンを使用して登録し、市の統合型GISのデジタル地図上に情報を集約しており、令和4年度の総合防災訓練から運用を開始しました。

また、避難所開設・運営マニュアルのひな型には、避難者名簿と避難者一覧表の様式を定めています。避難者は、避難者名簿に記入し、避難所の受付に提出します。

提出された避難者名簿をもとに、避難所運営委員が、一覧表を作成します。

実際に災害が発生し、避難が長期化した場合、避難所の入退所等、名簿の管理に労力が必要となると想定されるため、システムの導入について研究しています。

次に、マンホールトイレの整備についてです。

マンホールトイレの整備は、避難所からの排水ルートが耐震化されていること、かつ、トイレの水洗に使用する水が確保できることが前提となります。これまで、石和南小学校と富士見小学校に整備しています。

今後、笛吹高等学校、石和中学校およびみさかの湯へ順次整備する計画です。

次に、個別避難計画作成の現況についてです。

令和4年11月30日現在、避難行動要支援者台帳には、2,612人が登録されています。

現在、個別避難計画を作成する方の情報管理を行うシステムの導入に向けた準備を進めています。

今後は、来年1月にケアマネジャー等の福祉専門職との意見交換会を、2月からは行政区の役員や民生委員・児童委員などの避難支援等関係者に対する説明を予定しており、それぞれの協力を得る中で、令和5年度当初から計画の作成作業に着手します。

なお、個別避難計画は完成したものから順次、避難行動要支援者および避難支援等関係者に配布していき、令和6年度末までに全ての方の配布を完了させる予定です。

次に、浸水想定区域、土砂災害警戒区域内にある小・中学校の数および災害発生時における行動計画やマニュアルの作成についてです。

浸水想定区域内にある学校は小学校4校、中学校2校です。土砂災害警戒区域内にある学校は小学校2校です。

これらの学校では、災害発生時に円滑かつ迅速な避難が確保できるよう、避難確保計画や危機管理マニュアルを作成し、昨年度から教育課程に位置付けて避難訓練を実施しています。

次に、災害廃棄物処理計画についてです。

災害廃棄物処理計画は、本市が被災することを想定し、大量に発生する廃棄物の処理に関し、平常時の予防対策と発災時の廃棄物の適正かつ迅速な処理の実施を目指すことを目的に、昨年度、策定しました。

処理計画をさらに実行性あるものとするため、今年度は各所属における職員の役割、災害時の対応、平常時における備えなどをまとめた「災害廃棄物処理行動マニュアル」を策定しています。

また現在、一宮町末木区にご協力をいただき、モデル地区として、被災した家屋から搬出した災害ごみを身近な場所で速やかに排出できるように、一時保管場所として設置する地域集積場所の設置から維持管理・運営まで、様々な場面を想定しながら協議を行っています。

今後は、廃棄物の処理・運搬業者等の民間企業や関係機関と協定を締結し、協力体制の構築を進めていきます。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

武川則幸君。

○6番議員（武川則幸君）

ありがとうございました。2019年の記録的豪雨により、関東や東北など13都県で土砂災害や、長野市の千曲川の堤防決壊など浸水被害が相次ぎ、120人を超える方が死亡した台風19号、東日本台風は上陸から3年が経過しました。

近年、山梨県では風水害での大きな被害は出ていませんが、災害は忘れたところにやってくる
とのことわざがあります。各学校は、災害発生時の行動計画やマニュアルが作成されているか
や、学校の実施する避難訓練や防災訓練に対して、市の防災や危機管理の担当者、地域防災の
専門家などから評価を受けることも必要と思われます。

中学生には、高齢者や障がい者などいわゆる災害弱者とされる人たちに支援者として手を差
し伸べることの大切さを指導すべきと思います。

これまでの災害対策をハードとソフトの両面から総点検し、防災安全対策の更なる充実を図
る必要があります。

答弁の中で、マンホールトイレを今後、笛吹高校、石和中学校およびみさかの湯へ順次整備
するとのことですが、計画どおり設置されることを期待いたします。

先ほど、2番目に質問した、地区防災計画策定支援については、2日に行われた山下市長の
行政報告および提出議案要旨説明、およびただいまの質問で、市では本年度浸水想定区域内の
指定避難所から、石和町唐柏区、小石和区、広瀬区、春日居町小松区の4つの行政区をモデル
地区として、地区防災計画作成のためのワークショップを開催し、各行政区の地区防災計画の
策定と、浸水想定区域における地区防災計画のひな形および計画策定マニュアルを作成する
とのことですが、伺います。私の手元にある下平井区地区防災計画令和4年度版では、防災本
部長区長が、要支援者名簿の提供と安否確認の指示を行い、避難誘導班の公民館委員会が要支
援者の避難誘導とありますが、台帳登録者を含むと理解し、情報収集班の民生児童委員が避難
弱者の安否確認とありますが、台帳登録者の未確認者を避難所運営委員会本部などへ問い合
わせを行うとの見解でよろしいか伺います。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

深澤総務部長。

○総務部長（深澤和仁君）

武川則幸議員の再質問にお答えします。

避難行動要支援者台帳登録者が、自宅や一時避難場所において安否の確認ができない場合は、
情報収集班である民生委員、児童委員が台帳に登録された緊急連絡先へ確認をします。

そのほかすでに指定避難場所に避難していることも想定されることから、指定避難所の運
営本部に確認を行うこととなっております。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

武川則幸君。

○6番議員（武川則幸君）

ありがとうございました。自力では避難が難しい災害弱者、避難行動要支援者台帳登録者の
安否確認を速やかに行わなければなりません。伺います。

先ほどの再質問で、行政区側での避難行動要支援者台帳登録者の不明者をなくすための取
組み方法を問いましたが、令和3年6月作成の笛吹市避難所運営マニュアル、基本モデ
ルを見ると、避難所運営委員会本部の被災者管理班が避難者の名簿を整理し、要配慮者支援
班が避難行動要支援者台帳登録者の把握を行うとあります。

行政区側と各避難所との避難行動要支援者台帳登録者、先ほどの答弁で、11月30日現在、2,613人とのことですけれど、突き合わせはいつ誰と誰がどのように行うのか、改めて伺います。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

深澤総務部長。

○総務部長（深澤和仁君）

武川則幸議員の再質問にお答えします。

避難者と避難行動要支援者台帳との突合作業については、指定避難所において、避難者名簿ができ次第、指定避難所の要配慮者支援班が行うこととなっております。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

意見はありませんか。

武川則幸君。

○6番議員（武川則幸君）

ありがとうございました。大規模な災害が発生した場合、様々な対応が必要となります。また、自然災害の発生を防ぐことはできません。そのために、コロナ禍でもできるだけ避難訓練を実施することや、災害発生時に被害の拡大を防ぐ地区防災計画がすべての行政区で早期に完成することを期待いたしまして、次の質問に移ります。

次に通告2問目の、市営温泉「みさかの湯」と「ももの里温泉」の整備について伺います。

みさかの湯は、数種の浴槽に加え、3種類のサウナを備えており、また庭に広がるバラ園が来客者を出迎える、市内外から知られる施設であり、また、ももの里温泉についても、良質な温泉と眼下に広がる甲府盆地を見渡せる露天風呂が評判の施設です。

どちらも、老若男女を問わず気軽に利用できる日帰り温泉として、地元の方を中心に根強い愛好者を持つ入浴施設であることから、今後も、市民の憩いの場として、また健康増進の場として、継続して維持すべき施設であると考えてところです。

しかし、ももの里温泉は平成9年の開業から25年、みさかの湯は平成12年の開業から22年が経過し、両施設ともに老朽化による傷みが目立ち、近年は、たびたび故障による休館を余儀なくされています。

市では今年度、両施設の改修に向けた現状調査を実施したと聞いておりますが、今後は、大規模改修を含め、抜本的なリニューアルも考えるべきと思います。

そこで、以下質問いたします。

1として、両施設におけるコロナ過前を含めた来館者の推移は、どのようになっているか伺います。

2として、現状調査の結果と、今後の対応について伺います。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

雨宮市民環境部長。

○市民環境部長（雨宮和博君）

武川則幸議員の一般質問にお答えをします。

市営温泉みさかの湯およびももの里温泉の整備についてのご質問のうち、まず、新型コロナウイルス感染拡大前を含めた来館者の推移についてです。

みさかの湯における新型コロナウイルス感染拡大前の利用客数は、年間20万人から23万人で推移していました。新型コロナウイルス感染拡大後は、令和元年度が約18万5千人、令和2年度が約6万9千人と利用客数が減少しましたが、令和3年度は約10万5千人、前年度より増加しています。

いちのみやももの里温泉の利用客数については、新型コロナウイルス感染拡大前の平成30年度が約7万2千人、感染拡大後は、令和元年度が約6万人、令和2年度が約3万3千人、令和3年度が約3万8千人でした。

次に、現状調査の結果と今後の対応についてです。

現状調査の結果、施設内外のひび割れ、腐食、地盤沈下等、様々な不具合が生じているほか、給排水施設や機械類にも老朽化が進んでいることが確認され、両施設ともに「全体的に大規模な改修が必要である」との調査結果が示されましたので、改修に向けた検討を現在、進めています。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

意見はありませんか。

武川則幸君。

○6番議員（武川則幸君）

ありがとうございました。ひび割れ、腐食、地盤沈下など、不良箇所についてはできるだけ早期に修理し、利用者の満足感を得られるよう要望して、以上で私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（古屋始芳君）

以上で、武川則幸君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開を午後1時30分といたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時27分

○議長（古屋始芳君）

再開いたします。

次に通告に従い、河野正博君の質疑および質問を許可します。

4番、河野正博君。

○4番議員（河野正博君）

議長の許可をいただきましたので、清心会の河野正博が一般質問をいたします。

11月17日、境川総合会館で開催された桑原大石油彩画展を清心会で見学に行きました。秋晴れの清々しい青空が広がっておりました。

境川総合会館を見上げると、「どの子にも涼しく風の吹く日かな」、飯田龍太先生の俳句が掲載されておりました。実に心温まる爽快な気分になりました。

この「どの子にも涼しく風の吹く日かな」の俳句は、笛吹市学校教育ビジョンの巻頭にも掲載されています。子どもたちは、笛吹市の宝であり、最高の教育を提供することは、われわれ大人の責務であると改めて実感をいたしました。

1 問目、笛吹市小学校学区について、質問をいたします。

笛吹市の小学生の児童数は、令和4年4月の時点で3,193人で、児童数の多い小学校は、御坂西小536人、八代小学校440人、春日居小学校385人、富士見小学校320人、石和西小290人、一宮西小学校290人で、児童数の少ない小学校は、芦川小学校12人、御坂東小学校、誤字がありますので58人、一宮南小学校82人、一宮北小学校91人、石和東小学校143人の順になっております。学校間でかなりのバラツキがあると考えています。

また、富士見小学校のマンモス化に伴い、平成16年、石和西小学校が新設され、現在の小学校数は市全体で14校です。この時点で学区の再編が行われました。

以下、質問をいたします。

(1) 笛吹市の小学校の学区は、どのような経緯で現在の形になったのか伺います。

(2) 小学校の学区でスクールバスを利用している児童について、小学校ごとのバス利用の児童数を伺います。

(3) 小学校の学区の中で、調整区とはどのようなものなのか、またその目的について伺います。

(4) 調整区となっている行政区名と通学している小学校ごとの児童数について伺います。

(5) 25人学級を見据える中、教室の不足の懸念について伺います。

(6) 芦川小学校は小規模特認校の指定を受けているが、この小規模特認校とはどのようなものなのか伺います。

(7) 小規模特認校である芦川小学校の特色を生かした、インクルーシブ教育の拠点化は考えられないか、見解をお伺いします。

(8) 小学校間の児童数の差異の解消、安全で有効な登下校の方法、調整区や小規模特認校の活用、25人学級への的確な対応など、児童の成長を支える教育環境整備に向け、小学校の学区の再検討について所見を伺います。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

望月教育長。

○教育長（望月栄一君）

河野正博議員の一般質問にお答えします。

まず、小学校の学区が現在のとおりとなった経緯についてです。

笛吹市の合併協定項目に、小中学校の通学区域と区域境の運用について示されており、通学区域については現行どおりとしていることから、合併後も旧町村の学区を引き継いでいます。

また、区域境については弾力的運用に努めるとしていることから、平成18年9月に笛吹市立小中学校通学区域検討委員会を設置して検討を重ね、平成19年7月、一部の地域について学校を選択できる調整区域とする答申を受け、現在に至っております。

次に、スクールバスの利用児童数についてです。

スクールバスの利用児童数は、御坂西小学校で133人、御坂東小学校で9人、八代小学校で97人、境川小学校で16人です。

次に、調整区域の概要と目的についてです。

調整区域とは、指定された学校以外の学校を選択できる区域のことです。通学距離などの課題の解消や学校規模の適正化など、地域の実情によって設定されています。

次に、調整区域となっている行政区と通学している小学校ごとの児童数についてです。

小学校の調整区域となっている行政区は、御坂町成田区、一宮町塩田区県営一宮団地、境川町間門区です。

御坂町成田区では、御坂西小学校に62人、石和東小学校に5人が、一宮町塩田区県営一宮団地では、一宮南小学校に3人、一宮西小学校に11人が通学しています。

また、境川町間門区は、境川小学校と甲府市立中道北小学校との調整区域になっており、現在は、境川小学校にのみ1名が通学しています。

次に、25人学級による教室不足の懸念についてです。

25人学級は、県が進めている少人数教育制度で、令和4年度は小学校1、2年生を対象とし、1学級の人数が25人を超えた場合に、各学校の状況に応じて、学級数を増やして学級数と同数の教員を配置する「25人学級」と、学級数はそのまま教員を複数加配する「アクティブクラス」を選択することができる制度です。

なお、1学年が1学級の場合は25人学級ではなく、「アクティブクラス」の適用となります。

そのため、25人学級を選択した場合は、教室数が増え教室不足が懸念されますが、アクティブクラスを選択した場合は、教室数に変わりはありません。

次に、小規模特認校とはどのようなものかについてです。

小規模特認校は、学校を選択できる制度の1つで、小規模校の良さを生かして少人数で特色ある教育を実施するものです。

芦川小学校では、従来の通学区域は残したまま、通学区域に関係なく、市内に在住する児童の就学を認める形で実施しています。

次に、芦川小学校におけるインクルーシブ教育の拠点化についてです。

インクルーシブ教育については、拠点化という考え方には寄らず、市内全ての小中学校で、障害の有無に関係なく、共に学ぶ教育活動を推進しています。

芦川小学校は、山間部の小規模校という良さを生かして、自然、歴史、文化など恵まれた環境の中で、少人数で特色ある教育活動に取り組んでいきたいと考えております。

次に、小学校の学区の再検討についてです。

小学校の学区の再検討については、小学校の適正規模化、学校統廃合、通学距離などの課題、地域からの要望等を総合的に判断して取り組むべきものと考えていますので、現時点では学区の再検討は考えていません。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

河野正博君。

○4番議員（河野正博君）

ありがとうございました。再質問に入る前に、小規模特認校についてお話をしたいと思いま

す。

小規模特認校とは、統廃合対象の学区を救う一つの方法であり、学区外の児童を受け入れる体制の整った学校のこと、積極的に学区外の児童を受け入れる学校のことです。この小規模特認校の指定は、市町村の単位で行うことができます。ちなみに、山梨県の小規模特認校は、笛吹市立芦川小学校と、甲府市立千代田小学校の2校のみです。笛吹市では、過疎化の進む芦川地区のシンボリックな存在である芦川小学校の存続を願って、単に廃校といった手段を取らず、施策として小規模特認校の指定を行ったものと推測をいたします。私は、この措置を高く評価したいと思っています。

現在、芦川小学校では12名の生徒が学んでおりまして、そのうちの4割が学区外からの登校者ということになっております。自然や地域の人々に囲まれて、伸び伸びと育てることができる恵まれた環境を生かす教育の、より一層の推進を期待します。

それでは、再質問1. 調整区についてお伺いをいたします。

先ほどのお答えの中で、調整区の中で、成田区の場合と一宮団地の場合が出ましたが、人数的に非常に偏った形になっております。通学課題の解消や学校規模の適正化に向け、調整区の活用の一歩踏み込んだ施策について、再度見解をお伺いをいたします。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

望月教育長。

○教育長（望月栄一君）

河野正博議員の再質問にお答えします。

調整区域は、指定された学校以外の学校を選択できる区域でありますので、保護者が選択しやすいように、より一層の周知に努めていくことで、調整区域の機能が生かせるというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

河野正博君。

○4番議員（河野正博君）

ありがとうございました。保護者が小学校を選択する要素をしっかりと把握して、ニーズに合った教育環境を整えていく必要があります。単なる制度としての調整区ではなく、調整区の機能を十分発揮できるような施策を望みます。

引き続き、再質問の2を行います。

現時点では、学区の検討は考えていないとのことですが、それでは学区の検討が必要と判断する条件とは何なのか、これをお聞かせください。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

望月教育長。

○教育長（望月栄一君）

河野正博議員の再質問にお答えをします。

学区の検討が必要となるのは、市町村合併による設置者の変更があった場合、あるいは土地

開発等で急激に児童数が増加し、教室の不足等で学校運営が困難となる場合、あるいは地域の実情により、保護者や地域住民から学区の検討について要望があった場合、こういった場合が考えられます。

以上、答弁いたします。

○議長（古屋始芳君）

質問はありませんか。

河野正博君。

○4番議員（河野正博君）

ありがとうございました。小学校は学びの場であるとともに、その地域のコミュニティーの中心であり、文化の発信、地域のシンボルでもあります。

現状の小学校を存続させ、発展させることから、どこかで学校について、真剣に検討すべきと考えています。学区について検討するということは、非常に時間がかかる話でして、地域住民の皆さんや保護者の皆さん、ひいては行政区、関連組織の理解と協力が不可欠であり、そのためには十分な検討期間を要すると考えています。しっかりとした議論の積み上げを強く要望します。

続いて2問目、小学校児童の学力向上について伺います。

多目的芝生グラウンドの市民ミーティングを拝聴しました。小学校や中学校、スポーツ少年団の皆さんから、数多くの要望が寄せられました。これは体育の向上に寄与する施設に対する多くの期待があるものと思います。

一方、知育は学校教育の最重要課題であります。毎年小学校では、6年生を対象に全国学力テスト（国語、算数）が実施されます。この結果は、テレビ、新聞等で報道されますが、東北や北陸の県がおおよそ上位となっております。

そこでお伺いいたします。

（1）全国学力テストの目的と結果の判断基準について伺います。

（2）令和3年度と令和4年度小学校全国学力試験について、笛吹市の小学校の結果を伺います。

（3）2の結果を踏まえ、成果と課題を伺います。

（4）3の課題達成のための具体的施策について伺います。

（5）すべての教科の基礎として国語力、特に読解力の向上について伺います。

（6）タブレットを用いた基礎学力向上の新たな取り組みについて伺います。

（7）優れた教育の提供が笛吹市の活性化につながると思うが、教育委員会の見解を伺います。

（8）笛吹市学校教育ビジョンの教育方針「確かな学力の育成と学びを深める教育」実現のため、継続的に行っている具体策について伺います。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

望月教育長。

○教育長（望月栄一君）

河野正博議員の一般質問にお答えします。

まず、全国学力・学習状況調査の目的と結果の判断基準についてです。

目的については、児童生徒の学力や学習状況を把握分析することで、教育施策の検証と改善を図り、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることにあります。

結果の判断基準については、県は学校の平均正答率が全国平均正答率のプラス、マイナス5ポイント以内であれば、全国と同等の学力が身に付いていると示しております。

次に、令和3年度および4年度における市内小学校の調査結果についてです。

令和3年度の学力調査の結果については、国語は全国を下回り、算数は全国と同等となっています。

令和4年度は、国語、算数ともに全国と同等となっています。

次に、学力調査による成果と課題についてです。

成果については、言葉のはたらきや計算問題など、基礎的な学力は定着してきています。

一方で、読み取った情報をもとに、自分の考えを書く記述式の問題を解く力に課題が見られます。

次に、課題解決のための具体的施策についてです。

各学校では学力調査の結果を分析し、成果と課題を明らかにした上で、学力向上に向けた取り組みを実施しています。授業の中で自分の考えを書き、説明する活動を増やしたり、ICT機器を活用して学習意欲を高めながら課題解決の学習を進めたりするなど、各学校の実態に応じて取り組みを進めております。

次に、国語力、特に読解力の向上についてです。

国語は、教科の中でも最も授業時数が多く、学習内容を理解する上で基盤となる教科であると認識しております。

インターネットやSNSの普及によって読書離れが進む中、児童の読解力の向上は極めて重要な課題です。

そこで、各小学校では文章に慣れ親しみ、語彙を豊かにするために読書活動を推進しています。

次に、タブレットを用いた基礎学力向上の新たな取り組みについてです。

本年度から、小学校4年生から6年生までに、新たに国語、算数、理科および社会のデジタルドリルを導入しました。授業の振り返りや単元末の習熟度別学習等で、教科書に対応した問題を解き、一人ひとりの解答結果に応じて自動出題する機能を生かしながら、基礎学力の向上に努めています。

次に、優れた教育の提供が笛吹市の活性化につながることにについてです。

優れた教育の提供は、学校教育への信頼となり、保護者や地域住民と連携した児童生徒の学びと育ちを支える活動に発展し、笛吹市の活性化につながっていくものと考えます。

次に、笛吹市学校教育ビジョンの教育方針を実現するため、継続的に行っている具体策についてです。

確かな学力の育成と学びを深める具体策として、学び合いを大切にした「主体的・対話的で深い学び」の授業実践、朝の活動時間等を活用した読書活動の推進、保護者と連携した家庭学習の習慣化や自主学習を推進しています。

また、きめ細かな指導を行うために市費負担講師や学校サポーター等の配置、ICTを活用した授業をより一層充実させるために、ICT環境の整備や情報活用能力の育成に努めていま

す。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

意見はありませんか。

河野正博君。

○4番議員（河野正博君）

ありがとうございました。学力評価には、おおむね2種類の評価方法があります。高校入試や大学入試のように競争相手より1点でも多く得点が必要な相対評価と、運転免許証のように学科試験で何点以上だったら合格といった絶対評価だと思います。

相対評価の場合は、倍率、単位数、受験者の学力等の違いにより可否判定されますが、絶対評価はあくまで本人の到達度により判定されます。小学校の学力判定は、絶対評価の比重が大きいと伺っています。相手と比較し成績をつける相対評価より、このレベルまで達成できたら合格といった絶対評価と、褒めて伸ばす教育が大事だろうと感じます。

通信表をどの子も笑顔で誇らしげにもって下校できるような教育の実践を期待します。「どの子にも涼しく風の吹く日かな」であってほしいと思います。

笛吹市の古刹は、真言宗のお寺さんがすごくたくさんあります。例えば石和の大蔵経寺、御坂町の福光園寺、一宮町の慈眼寺などです。この真言宗の開祖弘法大師空海は、日本書道史上もっとも優れた3名の能書家の1人で、ちなみにあと2人は嵯峨天皇と橘逸勢です。

能書家でもある弘法大師のことわざとしては、「弘法筆を選ばず」とか、「弘法にも筆の誤り」とかなどが有名ですが、実はこれは弘法大師の言葉ではありません。弘法大師は「能書は良筆を用いる」と言っております。つまり優れた書を書くためには、よい筆を用いなければならない。つまり笛吹市の教育ビジョン達成のためには、優秀な教師の教育力が絶対条件であるということをお伝えして、私の一般質問を終えたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（古屋始芳君）

以上で、河野正博君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開を午後2時5分といたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時05分

○議長（古屋始芳君）

再開いたします。

次に通告に従い、神澤敏美君の質疑および質問を許可します。

7番、神澤敏美君。

○7番議員（神澤敏美君）

通告に従い、笛新会の神澤敏美です。スポーツ振興を観光資源について伺います。

スポーツはその時代を映す鏡と言われております。サッカーのワールドカップが11月20日からカタールで開催されて、23日にドイツに2対1、12月2日にはスペインに2対1と、世界の強豪国を相手に歴史的な勝利を収めました。

PK戦で惜しくも破れましたが、決勝トーナメントでもたくさんの感動と勇気を本当に、私、国民に与えていただきました。ご苦労さまでございました。

現在、笛吹市スポーツ協会は、157種目の各種競技団体が登録し、活動しております。

11月初旬の山日YBS杯ママさんバレーボール大会では、昨年の春日居ベリーに続き、石和南・西チームが優勝、笛吹市の2連覇となりました。また、男子においては、5月に山梨県下YBS市町村野球大会で優勝、ソフトボール笛吹実年チームは、東日本大会4連覇目前で準優勝、また同チームは一昨年の全国大会で雨のために準決、決勝と流れましたが、4チーム同時優勝と、珍しい杯に輝きました。全国的に笛吹実年は注目となったわけでございます。

私は、市内157各種団体の選手と役員は把握できていませんが、それぞれの生活環境の中、活動、活躍している皆さま方に心から敬意を表するところでございます。

スポーツは強靱な体力と精神力を養い、青少年の育成と尊い団結力、チームワークを育みます。そして各種団体の競技の普及、発展と生涯スポーツの振興の充実を図ることにより、地域に活力が生まれます。スポーツ振興を資源として観光産業に寄与し、賑わいのある温泉郷づくりを目的に質問をいたします。

1点目、現在、市には市長杯として冠の付いた競技は何種目ありますか、伺います。

2点目、その競技の各形態はどのような形式ですか、伺います。

3点目、第1回笛吹市長杯実年ソフトボール大会実施について伺います。

山梨県のソフトボール協会登録者は約7千人、300チームが活動しています。登録しないで各地域で大会を設けて参加する愛好者は把握できておりませんが、全国でも5本の指に入るほどの競技人口です。全国各自治体のスポーツ協会では、各大会を誘致し開催しております。笛吹市でも、合併前、平成11年から石和温泉旅館協同組合、石和町体育協会、石和町観光組合主催で20年間、山梨県を中心に関東、信越、東海から、多いときには130チーム、役員を含み2,700名からの選手が集い、大盛會裏に開催され、温泉街が満杯になったことが今でも語り草になっております。

コロナ禍のために21回目は中止となりましたが、これからも開催はできないと報告がありました。主催者の石和温泉旅館協同組合、笛吹市スポーツ協会、笛吹市観光物産連盟、そして大会実行委員会の皆さまに心からお礼と敬意を表するところです。

笛吹実年は各地域から優秀な選手が集まり、毎年県外など各地域の大会に出場していますが、各開催地でも、期日には必ず時間を守り、宿泊も確実な人数で地域に活力を与えてくれると言われております。

20年間繁栄をもたらした、石和温泉シニアソフトボール大会が幕を閉じ、コロナ禍のために観光客の足も鈍る今日、少しでも石和春日居温泉郷に足を運んでいただける確かなイベント開催を考えると、笛吹市長杯の冠で、実年ソフトボール大会を開催することによりソフトボールの普及、発展と生涯スポーツの振興、充実を図ることにより笛吹市の観光、ならびに笛吹市の発展に寄与することになると思います。当局の答弁を求めます。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

望月教育長。

○教育長（望月栄一君）

神澤敏美議員の一般質問にお答えします。

まず、市長杯を冠にした競技種目についてです。

現在、市長杯を冠にした大会は、サッカー、グラウンドゴルフ、ゲートボール、ボウリングおよびソフトテニスの5種目が開催されております。

次に、大会の主催と運営についてです。

市長杯を冠にした大会のうち、サッカー、グラウンドゴルフ、ゲートボールおよびボウリングの4種目は、主催者として市スポーツ協会に所属する各競技の協会が、大会の準備を含め、全ての運営を行っています。

また、ソフトテニスについては、市ソフトテニス連盟が大会当日の運営を行い、公益財団法人ふえふき文化・スポーツ振興財団が開催に向けた準備と大会当日の運営補助に当たっています。

次に、笛吹市長杯実年ソフトボール大会の実施についてです。

市長杯を冠にした実年ソフトボール大会の開催は、競技の普及だけでなく生涯スポーツの振興につながるものと考えます。また、県外チームを招待することで、笛吹市の観光振興にも寄与することが期待されます。

市では、これまでも笛吹市スポーツ推進計画にも定める「ささえる」視点で、各競技協会等による大会などの活動を支援してきました。ソフトボール大会についても、他の競技協会の大会と同様に支援したいと考えます。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

神澤敏美君。

○7番議員（神澤敏美君）

どうもありがとうございます。大変前向きにご答弁いただきました。この答弁を知ると、ソフトボール愛好者、現在山梨県内で活動、活躍している人たちもきっと理解ある笛吹市を誇りに思うと思うてくれると思います。

市民がこのスポーツに際した前向きな姿勢を取れますようなことでもって、私も一般質問をしたわけでございますけれども、現在市では、サッカー競技場をメインに多目的芝生グラウンド建設が計画されております。整備基本計画の策定から、基本計画へと進むわけでございますが、これに対して各会派でもいろいろと視察研修を重ねておりますので、市民と利用者に本当に利便性を重視した芝生のグラウンドが建設されますことを切にお願いし、一般質問を終わりたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

○議長（古屋始芳君）

以上で、神澤敏美君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開を午後２時３０分いたします。

休憩 午後 ２時１７分

再開 午後 ２時３０分

○議長（古屋始芳君）

再開いたします。

次に通告に従い、岡由子君の質疑および質問を許可します。

１番、岡由子君。

○１番議員（岡由子君）

岡由子でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、質問させていただきます。

１．外国人にも分かるごみの分別ガイドの作成について。

市内を歩いていると、観光ではない外国人の姿を見かけることが増えました。ホテルやコンビニ等でも働く外国人が増えた印象があります。私が有志と続けているひとり親への食料支援活動でも、支援品を受け取りに来る外国人のひとり親が増加しています。

笛吹市内の外国人登録者数が増加していますので、戸籍住民課に確認したところ、市内の外国人は令和４年４月１日現在、男性４４６人、女性６９５人、平成２９年４月１日現在、男性３４５人、女性６１３人、平成２４年４月１日現在、男性２９６人、女性５９７人と１０年で２００人以上、増加しております。

外国人を採用する企業は増加の傾向にあり、今後もこの傾向は続くと思われます。

外国人が日本に住む場合、ごみの分別方法は、すぐに覚える必要がある課題ではありますが、自治体によってその出し方が異なります。

私の住む石和町内でも、ごみの分別がされていないごみが出され、問題となったことがありました。近隣住民や行政区で調査したところ、新たに住むようになった外国人の方が分別方法を正しく理解されておらず、まとめて可燃ごみ用の袋に入れて出したためだったようです。そのときは区の役員が、絵や現物を使って丁寧に説明し、改善されたと言いました。

笛吹市では、外国人向け多言語によるごみの分別ガイドは作成されていないようです。県内では、甲府市や中央市でもごみ出しマニュアルを作成し、外国人のごみ出し分別をサポートしています。英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・タイ語・ベトナム語など、住んでいる外国人に合わせた需要のある言葉で、理解しやすいような絵や写真を多用した、ごみの分別ガイドは必要と考えます。

日本に住む外国人は、スマートフォンを持っている方がほとんどではないかと思います。比較的若年層の方が多いので、検索や地図、翻訳等で利用するため、必需品だと伺いました。

紙媒体の必要性も、地域の方が説明する場合には便利かと思いますが、ごみ出し分別ガイドはとても細かく、出し方を迷うものも多く存在します。スマートフォンで分別方法や集荷日等が調べられたら便利だと思います。本市で生活している外国人が地域住民とトラブルなく生活できるよう行政としてサポートする必要があると考えます。

以下、伺います。

（１）外国人のごみ出し分別サポートは、どのように実施していますか。

(2) ごみの分別ルールやマナーなど内容変更等もあるため、多言語マニュアルを作成し、市のホームページ上で公開したり、スマートフォン向けアプリや動画配信等の普及啓発方法の検討はいかがでしょうか。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

雨宮市民環境部長。

○市民環境部長（雨宮和博君）

岡由子議員の一般質問にお答えします。

外国人にも分かるごみの分別ガイドの作成についてのご質問のうち、まずごみ出し分別サポートの実施についてです。

市では、行政区の要望に応じ、ごみの集積場所に日本語、中国語、英語の多言語で分別について説明する看板を設置するとともに、窓口や電話での問い合わせに対しては、やさしい日本語で対応できるよう心がけながら、説明やサポートを行っています。

次に、多言語ガイドの作成、アプリや動画配信等による普及啓発方法についてです。

外国人も含めた市民の皆さまがごみの出し方を理解し、正しい分別を実施できるようにすることは重要であり、その周知方法の一つとして、スマートフォンのアプリは、多言語化も可能であり、手軽で有効であると考えています。

また、災害が起きた際、廃棄物の持ち出しや、仮置き場等の案内にも利用できるものもありますので、当該アプリの導入について検討を進めております。

ごみの分別ルールやマナーに係る周知や普及啓発については、あらゆる方法で行っていくことが大切であることから、多言語ガイドの作成や動画配信等を含め、幅広く研究してまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

1 番、岡由子君。

○1 番議員（岡由子君）

ありがとうございました。住宅地ばかりを見ているからかもしれないんですが、市内のごみの集積場所に日本語、中国語、英語で作成した分別看板を設置したところに、私はちょっと気付いておりませんでした。どのような基準で設置されるのでしょうか。また設置してほしい場合、どのように手続きを行えばよいのでしょうか。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

雨宮市民環境部長。

○市民環境部長（雨宮和博君）

岡由子議員の再質問にお答えをいたします。

多言語に対応しましたごみの分別看板につきましては、市内すべての集積場所に設置しているわけではございません。というのも、行政区によっては、ほかからのごみの持ち込みというものを防止するために、あえて集積場所と分らないようにしているところがあるということ、また多言語看板につきましても、これを必要としない行政区があるということで、いずれにし

まして行政区の実情に応じて、こちら対応しているというのが現状でございます。

この多言語看板の設置につきましては、毎年4月、5月に環境指導委員会を開催しております。その際に設置についてのご案内をさせていただいているところでございますが、今後、市のホームページ、また広報紙等を通じまして、この周知についてもまたもう一段やってまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

岡由子君。

○1番議員（岡由子君）

ありがとうございます。大変前向きなお話を伺えて、心強く思います。市内に、本市の場合、基幹産業が農業と観光かと思います。それぞれの分野で外国人の働き手も重要となってまいります。本市に住む外国人の方が、住んでよかったと思えるような笛吹市として、行政がサポートをし、多様化のあるまちづくりを進めていただければと思います。今後ともよろしくお願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。

2. 学校プール民間活用モデル事業について。

本市においては、令和2年度から、石和南、石和東、石和北の3つの小学校を対象に、民間の屋内プールを活用したモデル事業を実施してきました。

この事業の導入理由は、「各小中学校に整備されているプールは、施設の老朽化や、近年の異常気象に伴う熱中症対策のため水泳授業の中止など、計画的な授業の実施が難しいなどの課題を抱える中で、民間の屋内プール活用策は、学校独自にプール施設を整備する必要がなく、屋内で実施するため、安全で天候に左右されることなく、計画的に水泳授業を実施でき、専属インストラクターの効果的な指導により、児童の泳力向上などが期待されます。」とのことでした。

学習指導要領改正により、学習内容は時代に即して変化してきております。例えば小学校の体育では、表現運動系の授業として、ダンスが取り入れられています。低学年、中学年、高学年で目標が異なりますが、3・4年生の中学年では、表現とリズムダンス、5・6年生の高学年では表現とフォークダンスとなっているようです。

学年が高くなると、その専門性は高くなります。中学校では、体育の授業でのダンスは学習指導要領改正により2012年より1・2年生については男女とも武道、ダンスは必修、3年生は選択制となっております。中学校で必修となるダンスですので、小学校での取り組みは重要となります。

2020年から小学3年生から6年生に英語教育が実施されます。3・4年生は、外国語活動というカリキュラムとして、5・6年生は外国語という教科として導入されます。学級担任とALTと呼ばれる外国語指導助手とが協力して指導に当たるようです。授業時間としては、3・4年生が週に1回程度、5・6年生が週に2回程度あるようです。

2020年からプログラミング教育が小学校で必修化されました。プログラミングは、プログラミングという教科があるのではなく、従来の授業の中でプログラミングを学んでいきます。物事を順序立てて考え、プログラミング的思考を養うことを目的としているようです。

このように、小学校では多岐にわたる専門性を求められるような授業が必修化されています。

学習指導要領が改正されて、指導する教師の負担も増加している中で、専門性を持った民間活用事業の積極的な活用は必要だと感じます。

全国では、学校プール民間活用を導入している市町村には、例えば埼玉県志木市があります。人口約7万人と本市と似た規模ですが、市内8校の小学校について、民間委託の水泳事業を実施して3年目だそうです。市内の室内プール施設では、教育委員会の委託により、民間の観光バスで施設まで移動し、1回につき1時間強の授業を実施しているそうです。

甲府市を中心とした、やまなし県央連携中枢都市圏における連携事業には、公共施設の共同利活用や、子ども子育てへの支援といったことが検討されております。本市は市内民間事業所の屋内プールは1カ所です。近隣の市との連携による民間事業所の活用も検討されるべきと思います。

学校プール、民間活用事業については2年が経過し、様々な検証や課題が見えたと思います。

以下、伺います。

(1) 児童や保護者の評価は、どのような結果でしたか。

(2) 指導する教師や学校からの評価は、どのような結果でしたか。

(3) 市内には老朽化した小学校のプールがほかにもあるとのことですが、子どもの体力向上や教育の観点からも課題かと思います。今後、民間活用モデル事業やプールの統廃合等、事業を拡大する予定はありますか。

(4) 市内の民間事業所の屋内プールは1カ所のため、市内全小学校で民間屋内プールを活用することは困難です。市外の屋内プール事業所の活用は検討しますか。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

望月教育長。

○教育長（望月栄一君）

岡由子議員の一般質問にお答えします。

まず、児童や保護者からの評価についてです。

令和3年度に実施したモデル事業の児童へのアンケート調査では、「プール授業が楽しかった」「泳ぎがうまくなった」などの意見があり好評でした。

また、保護者からも「専門のインストラクターから指導を受けることができた」「雨の日もプール授業ができる」などの高い評価を得ています。

次に、指導する教師や学校からの評価についてです。

モデル事業終了後の教師へのアンケート調査の結果からは、「最初は不安や心配があったが、問題なく授業が実施できた」「水泳に特化した専門のインストラクターによる泳げない子への指導など、とても勉強になった」「熱中症の心配がなかった」などの評価を得ることができました。

次に、今後の民間活用事業やプールの統廃合、事業の拡大予定についてです。

市内の学校プールの多くは、設置後30年以上経過し、老朽化が進んでおり、維持管理が課題となっています。

現在、モデル事業を検証し、民間プールの活用や複数校でのプールの共用化を含めた学校プールのあり方を検討しています。

次に、市外の屋内プール事業所の活用についてです。

現在、市内には民間プールが1カ所しかないことから、笛吹市周辺の民間プールも活用の対

象施設として検討しています。

以上、答弁いたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

岡由子君。

○1番議員（岡由子君）

ご答弁ありがとうございました。

少子化の進む中ですので、学校施設の老朽化というのは、大きな課題かと思います。特に学校のプールというのは、夏場の2カ月程度の利用ですので、その管理を教職員が行うとなると、その負担も十分考えられます。

市内の小学校のプールを視察させていただいたことがあります。プールサイドのタイルにひびや浮きがあったり、目地がはがれそうだったり、裸足で子どもが歩くことを考えると、必ずしも安全とは言えない状況があるようです。

子どもが安全に楽しく取り組めるよう、あらゆる可能性を今後も検討していただき、子どもたちの未来が明るくなるように、ぜひとも笛吹市の子ども教育が明るくなっていくことを願って、私からの質問を終わりにさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（古屋始芳君）

以上で、岡由子君の質疑および質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開を午後3時といたします。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 3時00分

○議長（古屋始芳君）

再開いたします。

次に、通告に従い、山田宏司君の質疑および質問を許可します。

3番、山田宏司君。

○3番議員（山田宏司君）

清心会の山田宏司です。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問します。

令和4年度より、本格営業を始めた新道峠展望台、F U J I Y A M A ツインテラスですが、観光客数も増え、笛吹市観光の目玉として確立されつつあります。目の前に富士山、眼下には河口湖、遠くに山中湖が見える風景は別格であります。

訪れた人々の賞賛の声を聞くと、計画、建設して成功だったと言えるでしょう。

この展望台への質問は、これで私は2回目となります。私が議員となり、最初の質問がこの展望台についてでした。そのときに紹介したアサギマダラについても認知され始め、自然と観光を結びつけるための大切な存在となることでしょう。

そこで観光と自然環境、芦川地区との結びつきを担う施設として、本格営業を通して見えた成果と課題、地域への影響、今後の展望についてお伺いします。

(1) ツインテラスまでのアクセスは、すずらん群生地までは自家用車などで行くことができますが、そこから先は主に送迎バスで行くことになります。そこで、バス利用者数と運行状況を伺います。

(2) バスの利用者が延べで4万人を超えたとのことでしたが、ツインテラスを利用した観光客の石和、春日居温泉地域への誘客の取り組み状況をお伺いします。

(3) アサギマダラについてですが、長距離を飛翔し、渡りを行う蝶としては日本では珍しく、まだあまり多くの方々に認知をされている状況ではありません、本市のツインテラス周辺は飛翔コースであり、また優雅な姿を観光資源として生かしながら、保護活動をしていくことが必要かと考えます。そこで、アサギマダラの調査と観光資源として生かす取り組み状況をお伺いします。

(4) 自然と調和する観光施設として、笛吹市のモデルとなるこのツインテラスですが、今後の周辺環境整備計画をお伺いします。

(5) 自然と調和する観光施設として今後も活用していく施設ですが、やはり利用する観光客の声を聞くことが大切であると考えます。利用者あつての施設です。それに応えることは、重要であり、そこで利用者がツインテラスとその周辺に望むニーズの調査状況をお伺いします。

(6) 人が増えることで経済面はよくなりますが、反面、環境への影響も大きくなると考えられます。相反したことへの対処は、大変かもしれません。しかし、これを両立させていくことが大切であると考えます。

そこで、シーズンを通して見えた芦川地域への経済面の成果と環境面の課題をお伺いします。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

小宮山産業観光部長。

○産業観光部長（小宮山昌彦君）

山田宏司議員の一般質問にお答えします。

まず、送迎バスの利用者数と運行状況についてです。

4月25日から11月28日まで運行した、今年度の送迎バスの利用者数は、延べ4万2,406人でした。

運行状況については、昨年度、すずらん群生地バス停において多くの乗車待ちがあったことから、今年度は、沢妻亭発着の便数を増やし、すずらん群生地バス停発着の便を新たに運行することで、順調に実施することができました。

次に、F U J I Y A M A ツインテラスを利用した、石和、春日居温泉郷への観光客の誘客についてです。

F U J I Y A M A ツインテラスを利用した誘客を行うには、多くの方々にF U J I Y A M A ツインテラスを知ってもらうことが重要と考え、5月には、旅行業者向けの「国内観光活性化フォーラム i n やまなし」に出展し、F U J I Y A M A ツインテラスの垂れ幕を設置したブースを構え宣伝する中、石和・春日居温泉郷への誘客を広くアピールしました。

7月には、都内の方々を対象にJ R 重点販売地域キャンペーンの一環として、中央本線沿線の国分寺、三鷹、吉祥寺の3駅において、石和温泉観光協会と協力し、チラシを配るなどして、F U J I Y A M A ツインテラスの宣伝を行いました。

11月には、都内の大手旅行代理店5社に対し、市長が直接F U J I Y A M A ツインテラス

の魅力を伝える「トップセールス」を実施しました。

また、F U J I Y A M A ツインテラス送迎バスの車内においては、観光パンフレットの配布や市のプロモーション動画の放映を行いました。

さらに、昨年度行った、送迎バス利用者等を対象にしたアンケートでは、早朝の富士山を観たいとの要望が多くあったことを受け、今年は、7月から9月までの日曜日に石和温泉旅館協同組合が、「新道峠早朝プレミアムツアー」と称し、誘客事業を行いました。

次に、アサギマダラの調査と観光資源として生かす取り組みについてです。

アサギマダラの飛来の確認は、送迎バス運行前に実施している運行コースの点検の際に併せて行っています。

今年は6月28日にアサギマダラが確認され、山野草にとまっている写真を、市ホームページに掲載しました。

また、7月にはアサギマダラが好む山野草フジバカマの植栽をすずらん群生地周辺に行いました。

今後もアサギマダラ飛来時の写真や、周辺の山野草の情報を市ホームページやSNSで、適時発信していきます。

次に、今後のツインテラス周辺環境整備計画についてです。

今年度、観光客の利便性を向上するため、すずらん群生地駐車場に、トイレに流した排泄物を微生物が処理し、水洗であっても処理水を外部に出さない環境に配慮したトイレを設置しました。売店や休憩所の設置についても、類似施設の状況を参考に検討を行っていきます。

また現在、藤原邸バス停から、すずらん群生地バス停までの間の市道7033号線について、大型バスがすれ違いできるよう、道路の改良工事を実施しています。

次に、F U J I Y A M A ツインテラスの利用者を対象にしたニーズの調査状況についてです。

昨年11月、旅行会社がF U J I Y A M A ツインテラスを訪れた利用者1千人を対象にニーズ調査を行いました。

調査結果を見ると、F U J I Y A M A ツインテラスからの景色について、「想像以上にすごかった」と回答した割合が94%になるなど、高い評価を受けました。

一方で、石和温泉駅からのアクセス向上やF U J I Y A M A ツインテラスでの飲食物の販売を求める意見がありました。

更なる利用者の満足度向上につなげるため、継続的にニーズ調査を行っていきます。

次に、芦川地域への経済面の成果と環境面の課題についてです。

農産物直売所おごっそう家の利用者は、F U J I Y A M A ツインテラス完成前の令和元年度が4万1千人であったのに対し、令和4年度は11月末現在4万6千人に増加しており、芦川地域の経済活性化に貢献できていると考えます。

その一方で、多くの方々が訪れることにより、芦川地域の生態系を壊すことのないよう、環境面に配慮し、設置するトイレの排水や樹木の伐採などについて、環境省富士五湖管理官事務所や山梨県林務環境事務所の指導を受けながら、事業を実施しているところです。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

山田宏司君。

○3番議員（山田宏司君）

ありがとうございました。しっかり取り組んでいるという答弁をいただきました。

いろいろなご意見がおりかと思いますが、いろんな話が聞こえてくるかと思います。でも私個人が思うには、十分及第点な営業活動をしていると、また運営をしているというふうに、しっかり褒めていきたいなと思っています。

大変です。これは始まったばかりでね、大変かもしれませんが、今後もひとつよろしく願います。

ツインテラスについては、最初にも言いましたが、私自身が初めて行った質問であることで非常に思い入れがあります。

今後、育てながらより良い施設としていくことが大切であります。目指すところは笛吹市観光の目玉とし、自然との調和と地域の活性化を行っていくことです。これからの発展性を考え、いくつか意見としてお話をさせていただきます。

バス運送についてですが、始発の沢妻亭からすずらん群生地までは道幅も比較的広く、ピストン輸送でも支障が出ません。しかし、その先の水ヶ沢林道は道幅も広く、終点地までも狭いので、乗り入れる数に制限ができ、また時間もかかってしまいます。

そこで林道は徒歩および管理用道路として活用し、すずらん群生地から終着点までの林道わきに軌道をつくり、トロッコ電車なんかで結んでみてはどうでしょうか。

また、すずらん群生地から終着点までをゴンドラなどで結ぶのも一つの方法です。景色も楽しめ、話題性もあり、利用者の移動もスムーズになるかと思います。

展望台での飲食も、やはり一考の価値があるかと思います。よい景色を眺めながらコーヒーを飲み、おにぎりなどを食べたくありませんか。私はそうしてみたくになります。芦川のお母さんたちが作ったおにぎりを食べる。それができればよいなと思ってしまいます。いろいろと解決するには難しいかもしれませんが、ぜひ一考をしてみたいかと思いますが。

アサギマダラについては、保護調査を教育として行ってみるのはどうでしょうか。児童生徒がアサギマダラの実態と、自然環境での生体を学ぶことで興味を持ち、保護活動を通して自然と触れ合う機会となると思います。

また、フジバカマの育成を笛吹高校へ依頼し、植栽には市内の学校から児童生徒を募ることを考えてみてはどうでしょうか。単に植栽事業としてではなく、せっかくある自然の神秘を教育に生かすことも必要だと考えます。県内外からボランティアを募り、植栽事業をすることも一つの方法です。その事業を通し、芦川地域の良さを知っていただくことで、移住者希望があらわれるかもしれません。

私は、あのあたり一面がフジバカマの花でいっぱいになり、アサギマダラが乱舞する風景を見てみたいと思っています。夢のある話だと思いませんか。思い入れのあるツインテラスです。やはり多くの夢を描いてしまいます。今後もツインテラスを見つめていきたいと思います。これで私の一般質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（古屋始芳君）

以上で、山田宏司君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議はここまでに留め、延会といたしたいと思います。

これご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、本日の会議はここまでに留め、延会することに決定いたしました。

次の本会議は明日１３日、午前１０時から再開いたします。

本日は、これをもって延会といたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後 ３時１６分

令和 4 年

笛吹市議会第 4 回定例会

1 2 月 1 3 日

令和4年笛吹市議会第4回定例会

1. 議事日程(第3号)

令和4年12月13日
午前10時00分開議
於 議 場

- 日程第 1 市長提出議案 議案第113号—議案第148号(一括上程)
上程議案に対する質疑
日程第 2 市政一般についての質問(一般質問)

2. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	岡 由 子	2番	落 合 俊 美
3番	山 田 宏 司	4番	河 野 正 博
5番	河 野 智 子	6番	武 川 則 幸
7番	神 澤 敏 美	8番	神 宮 司 正 人
9番	荻 野 謙 一	10番	古 屋 始 芳
11番	野 澤 今 朝 幸	12番	中 村 正 彦
14番	渡 辺 清 美	15番	中 川 秀 哉
16番	前 島 敏 彦	17番	小 林 始
18番	渡 辺 正 秀	19番	保 坂 利 定

3. 欠席議員

13番 海 野 利 比 古

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市 長	山 下 政 樹	副 市 長	小 澤 紀 元
教 育 長	望 月 栄 一	総 務 部 長	深 澤 和 仁
総合政策部長	返 田 典 雄	会 計 管 理 者	市 川 要 司
市民環境部長	雨 宮 和 博	保健福祉部長	西 海 好 治
子供すこやか部長	中 村 富 之	産業観光部長	小 宮 山 昌 彦
建 設 部 長	角 田 和 仁	公営企業部長	水 谷 和 彦
教 育 部 長	赤 尾 好 彦	総 務 課 長	茂 手 木 政 和
政 策 課 長	小 澤 宏 之	財 政 課 長	金 井 久
消 防 長	矢 崎 丈 司	代表監査委員	曾 根 哲 哉
農業委員会会長	三 枝 啓 一		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	荻 野 重 行
議 会 書 記	橘 田 裕 哉
議 会 書 記	横 山 慶

○議長（古屋始芳君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛に願います。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので念のため申し添えます。

本日の会議においても、新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用のまま会議を行います。発言する場合のマスク着用は、個々の判断に委ねます。

なお、換気を行うため、一般質問1人終了ごとに暫時休憩いたします。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

報告事項を申し上げます。

本日、海野利比古君より欠席届が提出され、これを受理しましたので報告いたします。

○議長（古屋始芳君）

日程第1および日程第2、昨日に続き一般質問を行います。

それでは通告に従い、中川秀哉君の質疑および質問を許可します。

なお、資料の申し出があり、これを許可しました。

15番、中川秀哉君。

○15番議員（中川秀哉君）

公明党の中川秀哉でございます。

ただいま、議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、これより一般質問をさせていただきます。

冒頭、展示のご許可をいただきました。ありがとうございました。

私も最近、このポータブル電源を買わせていただきまして、実証実験もさせていただきました。この報告も兼ねて、今回の質問をさせていただきたいと思います。

質問に入るにあたり、今年の漢字1文字を例えるにあたり、戦うという字で「戦」という字が用いられました。本当に今年初頭からロシアのウクライナ侵攻に始まりまして、またコロナにおきましても3年目を迎える中で、見えない敵との戦い、こういったこともあります。

今回、質問をさせていただくにあたりまして、この自然災害との戦いにもあたると思いまして、この戦いという字は私にとっても大切な言葉だと思っております。

では、本日の質問に入らせていただきます。

1問目としまして、家庭用太陽光パネル、そしてポータブル電源機器の購入助成について伺

うです。

2019年9月9日に発生いたしました台風15号の被害で関東地方の最大約93万戸が大規模停電した災害が発生いたしました。中でも約64万戸の長期停電がされました千葉県の教訓としました調査結果につきまして、電力供給システムに詳しい東京電機大学の加藤政一教授の10月5日の報道が目を引きました。

この長期化する原因といたしまして加藤教授は、「千葉市で最大風速57.5メートルを観測する過去最大クラスの台風による強風が電柱や倒木被害をもたらしたこと。そして東京電力など、電力会社から最大約1万6千人の要員と約330台の発電機車を導入いたしました。復旧に当たるまで道路の被害等で困難を要した」というふうに原因を追究されました。さらにこうした被害は千葉県のみならず、全国で起こり得ると警鐘を鳴らし、災害時に司令塔となるべき自治体に対して「自治体施設の非常用電源とバックアップのエネルギーの拡充が不可欠」と示唆した上、「ポータブル発電機など各家庭に用意すること」、さらに「太陽光を利用できれば、たとえ停電が長期に及んでも、晴れている限りは最低限の電気を確保することができる」とご報告がありました。

近年の蓄電池の開発促進によりまして、小型化、軽量化、そして長時間の蓄電に加え、このコロナ禍におきましては、キャンプなどで使われるようになり、アウトドアで利用されることから販促が進み、比較的安価な製品が急増しております。

このポータブル電源機器の太陽光パネルセットの5つのメリットといたしまして、1つ目として環境にやさしいこと、2つ目に手軽に太陽光発電が始められる、3つ目として電気代の削減ができる、4つ目として災害時に非常用電源として使用できる、そして5つ目として屋外でも電源が利用できることが挙げられております。

また、国や県など、グリーンライフポイント事業や原油価格・物価高騰対策事業として、高性能省エネ機器への買い替えや、再エネを活用した電気への取り換えに対する補助金事業が計画されております。

公明党といたしましても、本年9月に実施されました党大会におきまして、7つの重点政策の柱として、この電力供給に対するエコライフポイント、この事業に対する実施をあげさせていただいております。

今後、通常時、そして災害時の電力確保となる家庭用太陽光パネル、そしてポータブル電源機器の購入助成を求め、市当局のご見解を伺います。

1. 環境省の推奨しております「グリーンライフポイント事業」に対する本市の取り組みは。

2として、県が実施しております原油価格・物価高騰対策を参考とした市の取り組みは。

3として、家庭用太陽光パネル、そしてポータブル電源機器の購入助成は。

4つとして、この家庭用をさらに拡大し、各行政区が予備電源としてこの太陽光パネル、そしてポータブル電源機器の購入助成はということで、4つの質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

雨宮市民環境部長。

○市民環境部長（雨宮和博君）

中川秀哉議員の一般質問にお答えします。

家庭用太陽光パネルおよびポータブル電源機器の購入助成についてのご質問のうち、まずグリーンライフポイント事業に対する取り組みについてです。

グリーンライフポイント推進事業は、地球温暖化防止に向けて、脱炭素・循環型ライフスタイルへの転換を加速するとともに、経済対策の一環として、国が今年度から創設した制度で、消費者がコンビニやスーパー、通販サイト等における、販売期限間近の食品の購入やプラスチック製使い捨てスプーンの受取辞退、自治体における環境活動への参加など、環境に配慮した行動を実践した際に、企業や自治体がポイントを付与する取り組みでございます。この事業に採択された企業や自治体は、取り組みに要した経費の一部について国の補助を受けることができます。

本事業については、自治体が実施している事例が少なく、また参考となる先進事例もあまりないことから、引き続き、導入の必要性や有効性等を研究していきます。

また、制度自体の内容等についても、市の広報紙などを通じて周知していきたいと考えております。

次に、県の原油価格・物価高騰対策を参考にした市の取り組みについてです。

県は、12月1日に開会した県議会において、一般家庭のエネルギーコスト削減を推進するため、エアコンや冷蔵庫などの省エネ家電の購入に対し、キャッシュレスポイント等を付与する事業、太陽光発電設備や蓄電設備の導入に対し助成する事業について、補正予算案を提出しております。

本市では、現在、新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、原油価格や物価高騰の影響を受けている市民生活の応援と市内事業者への支援のため、「ハートフルタウン笛吹！商品券事業 第2弾」を実施しているところでございます。

今後も国や県の支援策を整理する中で、必要な支援策を検討してまいります。

次に、家庭用太陽光パネルおよびポータブル電源機器の購入助成についてです。

市では、平成18年度から住宅用太陽光発電システム設置補助金交付事業を行ってまいりましたが、売電価格の低減等が原因で補助金申請件数が減少したこと、設置費用が当初と比べて安価になったことなどから、平成29年度をもって当該補助事業について終了したところでございます。

一方、環境問題への市民の意識が年々高まる中で、再生可能エネルギーの有効活用および普及拡大を図り、温室効果ガスの削減を推進していくことは重要であることから、定置型の住宅用太陽光発電システムおよび住宅用蓄電池の設置に係る補助制度の創設について、検討を進めております。

次に、行政区の購入助成についてです。

各行政区における太陽光パネルとポータブル電源機器の購入については、災害発生に伴う停電の際、電源を確保するためには有効であるということから、笛吹市自主防災組織防災設備整備費補助金交付要綱の第2条にございます防災機械器具に該当するため、補助金の対象としております。

以上、答弁いたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

中川秀哉君。

○15番議員（中川秀哉君）

ありがとうございました。なかなか先進事例が少ないというお話がございました。私も今回の質問をする際に、事前に調べさせていただいたところ、やはりまた本年度の事業ということでもございますので、なかなか難しいところもありましたけれども、探してみますと群馬県の館林市というところがございます。本年度の事業といたしまして、常設の太陽光パネル、そして太陽光蓄電池の設置とプラスして、ポータブルの太陽光パネルプラス蓄電池に対しまして、助成事業を開始したということがございます。

上限2分の1の上限2万円ということもありますけれども、実はこちらの商品でございますけれども、私が今回購入させていただきました。通販サイトでございますけれども、約3万円で購入ができたものでございます。100ボルトということもありますので、携帯電話とか、本当に小電力でありますけれども、やはり屋根をもたない家庭もたくさんあるという中で、実際最低限の電源確保というものができるんじゃないかということで購入させていただきました。

このほか、東京都町田市におかれましては、各自主防災組織に対する電源ということで、これまでのガソリンや、またガスボンベを利用したもののほかに、この太陽光のソーラーパネルを利用した蓄電装置もできるということも記載をして、これも本年度の事業として行われていると伺っております。

こうした中で、ますますCO2削減、温室効果ガス、またカーボンニュートラルという形の中でも、この太陽光パネルを利用した蓄電池、そして非常時、災害時にもなかなか場所へ行かないと電源を取れないというわけではなく、これを持って行けば避難所であっても、車であっても避難ができて、個人が保たれるということもありますので、ぜひともまた今後ですね、こういった研究をしていただきまして、早期導入を求め、お願いをしたいと思います。

続きまして、2問目に移らせていただきます。

2問目といたしまして、行政区LED防犯灯機器の更新助成について伺うでございます。

現在、コロナ禍3年目を迎え各行政区の組織運営は、例年に比べ事業計画の中止もしくは縮小で活動が激減しているところでもございます。笛吹市では、令和6年度より各行政区に交付される交付金を25%削減する予定ということでございます。今、人口減少社会、また高齢化社会に伴う行政区加入率の減少に歯止めがかからず、区費等の徴収額が減少するとともに活動自体の休止、また補助金が得られないための状況から活動の一部が長期休止、もしくは廃止となることも検討されるということが、各区からも声が上がっており、今後の行政区の運営が大変危ぶまれる状況でもございます。

こうした中、市内のCO2削減および、また各行政区の防犯灯の維持管理費・電力料金の削減を目標として、平成28年度より令和3年度まで6年間にかけまして実施していただきましたLED防犯灯の改修事業、約7,311基でございます。このうち初年度に当たる改修機器の対応年数がおおよそ予測で、今、10年というふうに言われております。耐用年数範囲は15年なんですけれども、それは本当にギリギリまでいって、駄目になってしまう可能性があるということも含めると15年なんですけれども、交換時期とするとやはり10年くらいがめどだというふうに言われております。これに対しますと、約残り4年となると予測されます。さらに原油価格、また物価高騰による影響を踏まえて、いま一度、行政区が維持管理するLEDの防犯灯の機器更新の費用の助成を求めまして、本市の取り組みや、また今後の政策展開について以下、市当局のご見解をお伺いしたいと思います。

1つ目として、平成28年度から令和3年度まで実施いたしましたLED防犯灯について伺います。

(ア) 行政区ごとの最大の設置数、また最小の設置数および総事業費はどのくらいだったか。

そして、LED防犯灯1基あたりの機器更新の助成はおいくらだったか。

2番目として、令和6年度以降、行政区運営交付金の削減について伺います。

令和6年度行政区運営交付金の削減額と活用方法。

そして再度、LED防犯灯の設置、また更新に対する助成をいただけないでしょうか。

以上、2問目の質問と代えさせていただきます。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

雨宮市民環境部長。

○市民環境部長（雨宮和博君）

中川秀哉議員の一般質問にお答えをいたします。

行政区LED防犯灯機器の更新助成についてのご質問のうち、まず、平成28年度から令和3年度までのLED防犯灯設置数、総事業費および機器更新の助成金額についてでございます。

市で実施したLED防犯灯交換費補助事業により、LED化した防犯灯の設置総数は約6,500基で、そのうち設置が最も多い行政区では194基、最も少ないものは、補助事業の実施前にLED化を終えていた行政区で0基でございました。

総事業費については、6,238万1千円でした。

また、機器更新については、1基当たりの交換経費の2分の1、上限1万円を交付いたしました。

次に、令和6年度行政区運営交付金の削減についてのうち、まず行政区運営交付金の削減額と活用方法についてです。

県内市町村の中でも、とりわけ高水準にありました行政区運営交付金につきましては、令和6年度から、各行政区平均で約25%、減額することとしております。

これにより、令和6年度の交付額は、本年度と比較し、市内全体で約2,100万円の減額となる見込みです。

一方で、行政区からのニーズに沿った効果的な支援を行う観点から、これまで要望の高かった公民館修繕等に対する補助金を創設し、本年度から補助しております。

次に、LED防犯灯にかかる再度の設置、更新への助成についてですが、LED防犯灯の耐用年数は、メーカーによりバラつきはあるものの、平均15年程度とされております。

交換方法は、蛍光管のみを取り換えればよい蛍光灯とは異なり、器具本体の交換が必要で、その平均的な費用は、2万円程度と言われております。この交換費用は、LED化したことによる電気代の節減分で十分賄える計算ではございますが、本事業により6年間に集中してLEDの導入を行ったため、交換時期も同時期に集中することが考えられます。

今後、器具の交換費用に係る助成の必要性について、調査研究していきたいと考えております。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

質疑・質問はありませんか。

中川秀哉君。

○15番議員（中川秀哉君）

ありがとうございました。行政区の執行の役員さんも約1年交代というところが増えてきております。そして明年以降、令和6年度の予算を組むのは来年度の役員さんが決めるということもあります。そういったことも含めて、あと1年には次の予算を決めるということで、こうした中でこれからの費用として、この25%削減するということは、大変行政としても厳しい状況だということもあります。

こうした中、先ほどございました耐用年数15年ということでございますけれども、このうちの、やはり一番喫緊なところは、自動点滅器というところだそうです。これは社団法人の日本照明工業会が発表しておりますけれども、自動点滅器というのは、自動で電気が点いたり消えたりとするのが約10年ぐらいがめどだと、それを超えるとだんだん暗くなって、時間が過ぎたり、昼間でも点いたり、夜遅く消えちゃったりということもあるということ。先ほど答弁にもありましたとおり、電気だけ交換、機器だけ交換というわけにはいかない、一体で交換するということもありますので、ぜひともこれも今後前向きに検討していただきまして、また更新事業のほうを進めていただくようお願いを申し上げます、以上で私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（古屋始芳君）

以上で、中川秀哉君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開を10時35分といたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時35分

○議長（古屋始芳君）

再開いたします。

次に、通告に従い、河野智子君の質疑および質問を許可します。

5番、河野智子君。

○5番議員（河野智子君）

日本共産党の河野智子です。

通告に従い、多目的芝生グラウンドについて質問いたします。

市長が多目的芝生グラウンド整備基本計画検討委員会に諮問し、1年間検討された結果、8月31日に笛吹市多目的芝生グラウンド整備基本計画の策定についての答申があり、基本計画(案)が示されました。3回開催された市民との意見交換会においても芝生グラウンドを望む声が多くあり、一日も早くグラウンドができればと思うところです。パブリックコメントにも多くの意見が寄せられました。そのどれもが市政について真剣に考えた結果の意見だと思いますが、計画に意見を反映できないとされたものがいくつかありました。

付帯機能として陸上競技ができる機能を整備してほしい。人工芝でなく天然芝にしてほしい。市民のためのグラウンドとして市内各所に整備してほしいといった要望や、今、物価の高騰が続いていることから、施設整備、維持管理にかかる費用について、十分な説明を求める意見等がありました。

議会に対しては、基本計画の素案が示され、検討委員会での議論についても報告がありましたが、検討中の中身について意見を述べることができず、基本計画（案）が示されたことで、市に対して意見を述べるできるようになりました。

基本計画（案）では、既存施設ではなく新たな場所にグラウンドを整備するとしています。候補地となった御坂・八代・一宮のどこになったとしても、5ヘクタール以上の優良農地を潰すことになります。笛吹市は桃・ぶどう日本一を誇り、今年の7月には峡東地域の果樹農業が世界農業遺産に認定されたことを喜びあい、市長も地域農業の発展に取り組んでいくとコメントしています。市が必要だとする事業であれば、優良農地を潰してもいいのか、J A・農業委員会・農業従事者などの関係者から意見を聞いていないのではないのでしょうか。検討委員会のメンバーはスポーツや観光に関係する方や学識経験者などで構成され、農業に関係する方は入っていません。5ヘクタール以上の農地を潰してもいいかという議論がされていたならば、既存施設を利用するというのも議論されたのではないのでしょうか。

市議会として、芝生グラウンドについて研究するための研究会を立ち上げ、富士河口湖町のくぬぎ平スポーツ公園の視察を行いました。くぬぎ平スポーツ公園では、サッカーだけでなく少年野球でも芝生グラウンドを使用しているそうです。基本計画（案）では、芝生グラウンドを使うスポーツとして、サッカー、ラグビー、グランドゴルフなどが挙げられており、野球やソフトボールは入っていませんが、少年野球ができるとすれば、既存施設を芝生化することができないのでしょうか。また、芝生グラウンドの条件として防災機能をあげています。この条件はどのように検討されたのでしょうか。学校や図書館のあるスコレーセンター周辺の水害対策を行うことによって、清流公園や石和農村スポーツ広場を使うことはできないか。また、広さが十分ある花鳥の里スポーツ公園は活用できないのかなど、用地確保の費用の面からも再検討を望みます。

芝生グラウンドについては、市民利用だけでなく、大会や合宿利用などスポーツ・ツーリズムにも活用するとしています。春休み・夏休み等の長期休みの時期に合宿の予約が入った場合、市民が使えないことが起きないのでしょうか。そこで伺います。

（１）平成27年から29年にかけて、既存のグラウンドを使って芝生グラウンドを造る検討がされ、利用者の反対があり、整備に至らなかったといいますが、どのような検討がされたのでしょうか。また、反対理由はどのようなものだったのでしょうか。

（２）芝生グラウンドを造るために優良農地を潰すことについて、市役所内の総合政策部・産業観光部等の複数部署で検討されたのでしょうか。

（３）J A・農業委員会・農業従事者等の声を聞いたのでしょうか。

（４）導入する施設に必要な機能として防災機能を入れた理由は为什么呢。笛吹市の一時避難場所は不足しているということでしょうか。

（５）市民利用を優先し、スポーツ・ツーリズムにも活用するといいますが、どのような対策を取るのでしょうか。

（６）寄せられた意見の中には、陸上競技場の機能を望む声がありました。このグラウンド

整備後に、既存のグラウンドや体育館を専門性の高い施設に変えていく構想があるといいますが、どのようなものでしょうか。

以上、質問いたします。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

河野智子議員の一般質問にお答えします。

まず、平成27年度から29年度にかけて行った、芝生グラウンド整備の検討内容と、出された反対意見についてです。

既存施設を活用して、芝生のグラウンドを1面整備することを前提に、関係団体代表者や学識経験者などで構成する笛吹市スポーツ施設検討委員会を設置し、いちのみや桃の里スポーツ公園、花鳥の里スポーツ広場、清流公園、石和町砂原の多目的広場、県立笛吹高校のグラウンド、県立博物館西側の6カ所を候補地として検討しました。

検討委員会では、「既存施設を芝生化することにより、市民の憩いの場としての公園がなくなる」、「今までどおりグラウンドの利用ができなくなる」といった利用者から反対の声があるとの意見が出されました。

次に、優良農地に芝生グラウンドを整備することについての市役所内での検討についてです。

令和3年4月から、庁内に、関係課職員で構成する「多目的芝生グラウンド整備検討プロジェクトチーム」を編成し、基本計画の策定に伴う課題を検討しています。

次に、J A、農業委員会、農業従事者の意見についてです。

多目的芝生グラウンドの整備を検討するに当たり、これまでに、J A、農業委員会、農業従事者に対象を限定したご意見をお聞きしたことはありませんが、本年6月から7月にかけて、全市民を対象とした意見交換会や基本計画素案に対するパブリックコメントを実施し、市民の皆さまのご意見をお聞きしました。

次に、施設に必要な機能として防災機能を入れた理由と市内の一時避難場所についてです。

グラウンドの整備事例などを調査している中、災害時の危険から逃れるための緊急避難場所として、グラウンド施設を活用している事例が、多く見受けられました。

災害時には、多くの方が避難生活を送る指定避難所への避難を、プライバシー確保の面から躊躇し、自家用車などで避難生活を送る、市民の方が一定程度いると考えます。

本市では、小中学校等のグラウンドを指定緊急避難場所としており、多目的芝生グラウンドにおいても、指定緊急避難場所を補完するよう、基本計画案の整備方針に「一時的な避難場所」として位置付けました。

なお、一時避難場所は、各行政区が地域住民の一時避難や安否確認を行う場所として、区内の公民館や広場などを定めていますので、基本計画案における「一時的な避難場所」とは、目的が異なります。

次に、市民利用を優先しながら、スポーツ・ツーリズムにも活用するための対策についてです。

施設の予約については、多目的芝生グラウンド専用の方法を導入するのではなく、他の社会体育施設同様、笛吹市社会体育施設条例施行規則に基づき、対応していくことを想定していま

す。施行規則では、全国大会、関東大会等に利用する場合は1年前から、市内宿泊施設を利用する団体等が利用する場合は6カ月前から申請ができるとされています。そのため、多目的芝生グラウンドの利用については、市外や県外の団体などが主として行う大会や合宿について、年間の利用日数に上限を設けることなどを考えます。

このような対策を講じた上で、石和温泉旅館協同組合、旅行代理店などと協力しながら、情報発信を行い、市外や県外の方にも、大会や合宿などで多目的芝生グラウンドを利用してもらうことで、地域の活性化や交流人口の拡大などにつなげるとともに、訪れた人に本市を知ってもらい、興味を持ち、住んでもらう、移住・定住のためのきっかけの場にもなると考えています。

次に、既存グラウンドや体育館を専門性の高い施設に変えていく構想についてです。

本市では、社会体育施設として、多くのグラウンドや体育館を有していますが、これらの施設は、旧町村において、様々なスポーツに利用できるよう整備してきたため、各施設とも幅広いスポーツに対応でき、地域住民が気軽に利用可能となっています。

一方で、競技が多様化する中、競技の特性を踏まえた、競技レベルの向上に資する、施設の整備も求められています。

そのため、現在の利用状況などを踏まえながら、順次、既存の社会体育施設の改修などを行い、多様化する利用ニーズや中学校における部活動の地域移行に対応した、拠点となり得る、専門性の高い施設としていきたいというものでございます。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○5番議員（河野智子君）

本年6月から7月にかけて、意見交換会やパブリックコメントを実施したと言いますが、参加者のほとんどが芝生グラウンドを望む人たちであったという印象があります。芝生グラウンド整備について知らない市民も多いと思います。優良農地を使うことに対し、農業関係者の意見を聞く必要があるのではないのでしょうか。

候補地を決めるにあたり、3カ所の想定エリアの評価を得点化していますが、その中に法律等による施設整備への影響として、農振、農用地区域の除外について評価しています。

金川の森北西部と、八代スマートインターチェンジ周辺エリアについては、影響は比較的小さいとして10点をつけていますが、みさかの湯周辺エリアは市道に面し宅地が近接しているものの、他方では農振除外による周辺農地への影響を生じる可能性があるとしています。どのような影響が考えられるのか伺います。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

小澤課長。

○政策課長（小澤宏之君）

河野智子議員の再質問にお答えいたします。

消毒散布時などに周辺への多少の影響が必要となることが考えられますが、これらの影響を抑えられるよう、設計段階で検討します。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○5番議員（河野智子君）

芝生グラウンドを望む声が多くあることは理解していますが、笛吹市においては農業振興についても取り組むべき課題であると考えます。

後継者不足や耕作放棄地が増えている中で、峡東地域の果樹農業が世界農業遺産に認定されたということは、地域の農業についてもっと真剣に考えていかなければならないと思います。

農業関係者の意見を聞き、理解を得られる計画にしなければならないのではないのでしょうか。候補地についても様々な可能性を考える必要があると思います。

次に、保育料の完全無償化を求めるについて質問いたします。

2019年10月から、国は3歳から5歳児のすべての子どもと、0から2歳児の住民税非課税世帯を対象に保育所等の利用料を無償化しました。市町村によっては、時期を同じくして0から2歳児の保育料を独自の施策として無料化したところもあります。南アルプス市では、今年の4月から完全無償化を行っています。

笛吹市においても期間限定ではありますが、令和2年6月から11月までコロナの影響を受けた子育て世帯に対し、保育料を無料とする事業が行われました。

今度は期間限定でも、コロナも関係なく、子育て支援として保育料の完全無償化ができないのでしょうか。

今、女性の社会進出は目覚ましく、女性の労働力がなければ社会が成り立たない状況となっていますが、労働条件は厳しく、非正規やパート労働者が多いなど、男性と女性の生涯賃金では1億円の差があるとの報道もありました。日本では少子化が進んでいますが、非正規労働者が増え、結婚し子どもを持つことに対し、夢が持てなくなっているのだと思います。

結婚し子どもを育てることは、経済的にも大変なことです。産休・育休が終わり保育園に預けるにしても、預け先を見つけることがさらに大変な現状があります。

子育てを応援するために、産休・産休明けのお母さんが働きやすい環境を整えてほしいと思います。

まず、年度途中で産休・育休が明けても保育所に預けられるよう保育士を確保し、0から2歳児について、笛吹市でも保育料を無償化していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

以下、伺います。

（1）現在、笛吹市の保育園に入園している0から2歳児はそれぞれ何人でしょうか。

（2）現在入園している0から2歳児の保育料を無償化するには、いくらの予算が必要でしょうか。

（3）年度途中でも産休・育休が明けたら入園できる体制を整えてほしいがどうでしょうか。そのためにも余裕がある保育を心掛けてほしいと思いますが、どうでしょうか。

（4）笛吹市でも0から2歳児の保育料無償化をしてほしいと思いますが、どうでしょうか。

以上、質問いたします。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

中村子供すこやか部長。

○子供すこやか部長（中村富之君）

河野智子議員の一般質問にお答えします。

まず、保育所等に通っている0から2歳の児童数についてです。

令和4年12月1日時点では、0歳児は177人、1歳児は319人、2歳児は343人、合計839人です。

次に、0から2歳児の保育料無償化に必要な予算についてです。

入所児童の保育料を保護者の所得に応じ、笛吹市特定保育利用者負担額表に基づき試算すると、年間およそ1億4,138万円の予算が必要になります。

次に、年度途中における産休明けの入所、それに対応する余裕ある保育についてです。

市立保育所10施設では、満2カ月から入所が可能であり、年度途中の入所希望に対しては、定員に空きのある入所可能な保育所を案内することで、保護者のニーズに応じています。

入所可能な保育所を増やすためにも、保育士の確保は必要であることから、求人サイトを通じた募集のほか、やまなし保育士・保育所支援センターを利用し保育士の確保に努めています。

次に、0から2歳児の保育料無償化についてです。

0から2歳児の保育料無償化については、現在、住民税非課税世帯、生活保護世帯を対象に実施しています。全ての0から2歳児を対象にした無償化については、現時点では考えていませんが、国の動向を注視しながら検討していきます。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑・質問はありませんか。

河野智子君。

○5番議員（河野智子君）

コロナの発生から3年が経とうとしていますが、子育て世帯にも大きな影響を与えてきました。特に保育園は働いている保護者にとってはなくてはならない場所ですが、保育園でコロナの感染者が出ると突然休園といった事態がたびたび起こりました。

育休中のお母さんが2歳の子どもを保育園に預けていたそうですが、保育園で感染者が出たときに2週間休んでほしいと保育園から要請されたそうです。保育園も育休でお母さんが家にいることが分かっていたために、要請したものだと思います。そのお母さんは不本意ではあったものの、保育園から頼まれて断れなかったといいます。月の半分を休ませたので、保育料を返してほしかったと言っていました。

相模原の保育園に子どもを預けている方が、知り合いがいる方は、相模原では保育料を返してくれたと聞いたそうです。

保育園が突然休園になっても保育料は変わらなかったようですが、実際はどうだったのでしょうか。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

中村部長。

○子供すこやか部長（中村富之君）

河野智子議員の再質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症で保育園が休園になった場合の保育料につきましては、保育料を日割で還付しております。

以上、答弁いたします。

○議長（古屋始芳君）

意見はありませんか。

河野智子君。

○5番議員（河野智子君）

子どもが小さくても生活のために働かなくてはならない家庭があります。0歳児から保育料が無料になれば、本当に子育てしやすくなると思います。

日本の少子化は、子育てにお金がかかることや、若い人の収入が少ないことなどが原因と考えられます。

子育てしやすい環境をつくるためにも、保育料の完全無償化はとても有効な政策だと思います。国や県がもっと子育て支援にお金を出すべきだと思いますが、笛吹市としても検討していただきたいと思います。

そして保護者は、保育園を信頼して子どもを預けています。しかし、保育園等での子どもへの虐待事件や、通園バス内に取り残されたための死亡事故などの報道が相次いでいます。このような悲しい事件、事故が起きないように、保育園の環境を整えていただきたいと思います。

保育士の仕事は、子どもの命を預かる責任のある仕事ですが、ほかの職業と比べ給料が少ないと言われているので、保育士の方々がやりがいをもって長く働くことができるように、処遇改善を進めていただきたいと思います。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

○議長（古屋始芳君）

以上で、河野智子君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

18番、渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

河野智子議員の1問目、多目的芝生グラウンドに関する質問について関連質問を行います。

長期にわたって市の考え方が示されなかったわけですが、検討委員会の答申が出て、その基本計画案が市の意向を十分に反映し、市が関与してつくられたものであることが表明されました。この時点で初めて市の考えに対する意見表明、質問ができることになりました。プロポーザルの公示から1年6カ月、その後11カ月に及ぶ検討委員会の検討を経て、やっと市の考えが示されたということになります。議会もこの素案をたたき台に検討するということで、多目的芝生グラウンド研究会を立ち上げました。

多目的芝生グラウンド整備基本計画案は、大きく2つの側面を持っております。1つはもちろん市民スポーツ関係者の願いである、それを実現する芝生グラウンドを整備するという側面でございます。もう1つは、優良農地5.2ヘクタール以上を農地転用、潰すということです。

前者はコンサルとスポーツ関係者を中心とする検討委員会で、長期にわたる検討が行われてきましたが、後者、すなわち農地転用の是非についての検討はこれからであります。

基本計画の策定前までが市民の意見を聞く、議会の意見を聞く、そして農業委員会をはじめ

農業関係者の意見を聞く上で、最も大事な時期であります。なぜなら実施計画、詳細設計段階ではわれわれ素人が口を差し挟む余地は極めて限られているからであります。

そこで伺います。

農地転用の是非の検討にはどの程度の期間を要すると考えるか、これと併せ、市民の意見を聞く、議会の研究会の意見を参考にするとすれば、1月中の基本計画作成というスケジュールはあまりにも短い、不可能ではないかと思います。その点について、お聞きします。

また、第一候補と言われる、みさかの湯周辺予定地の地権者は何人程度か、そしてすでに土地は売らないと言っている地権者もいるようですが、整備の見通しは立つのか伺います。

○議長（古屋始芳君）

渡辺正秀君に申し上げます。

ただいまの関連質問について、質問数が範囲を超えている可能性があります。

内容について、正副議長、正副議会運営委員長で確認しますので暫時休憩とします。

○18番議員（渡辺正秀君）

後半の部分を取消します。

○議長（古屋始芳君）

ただいま、渡辺正秀君から後半の部分を取り消すということですので、1問と認めて当局の答弁を求めます。

返田部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

渡辺正秀議員の関連質問にお答えします。

整備候補地の大半が農地であることを踏まえた中で、多目的芝生グラウンドの整備に係る事業スケジュールについて現在、検討しています。

整備に当たっては、土地収用法、農業地域振興の整備に関する法律、農地法、土地計画法に基づく手続きが主なものとして挙げられます。

市における基本計画の策定については、議会と議論を交わしながら進めることとしておりますが、議会からの意見が出されていない現状を踏まえ、2月中の基本計画策定を目指しております。

以上、答弁いたします。

○議長（古屋始芳君）

関連質疑および質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開を午前11時15分といたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時14分

○議長（古屋始芳君）

再開いたします。

次に、通告に従い、渡辺正秀君の質疑および質問を許可します。

18番、渡辺正秀君。

なお、渡辺正秀君よりパネルの使用についての申し出がありました。許可いたします。

○18番議員（渡辺正秀君）

議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

日本共産党、渡辺正秀でございます。

問1. 物価高対策等に、基金の積極的活用を求める。

私は9月議会一般質問、令和3年度決算の反対討論で県内最高、200億円に迫る基金の活用を求めました。また、将来負担比率が5.5%に低下したことから、市の債務の返済についても問題がないことを示しました。

私の発言中、どこからか借金600億円、この問題についてというような声が聞こえました。債務問題についての、私の発言を理解していただけない向きがあったので、最初に債務問題について説明をさせていただきます。

パネルを参照してください。

将来負担比率5.5%、その分子部分が実質的な将来的な負担額になります。グラフは財政課資料に基づいて、私、作ったものであります。

令和3年度決算で、市債等将来負担額は556億円、そして基準財政需要額算入額などの充当可能財源が547億円、差し引き8億9,700万円が実質的な将来負担額となります。長期財政推計によれば令和5年以降、将来負担比率はマイナス、すなわち実質的な将来負担額はゼロ以下になることが見通しされております。以下、質問します。

1つ、私が示した図と説明に間違いはないか伺いたいと思います。

2つ、6月議会で学校給食法第11条を守り給食費無償化はしない、という答弁がありました。しかし、全国256自治体で完全無償化、県内でも12市町村で完全無償化が実現しております。これが違法ならば、国が文句を付けそうなものでありますが、何も文句は言わない。なぜだろうと調べてみました。すると、学校給食法制定当時の文部事務次官通達は「学校給食法第11条の規定は、経費の負担関係を明らかにしたものであるが、保護者の負担を軽減するために補助することを禁止する趣旨ではない」とし、2018年の吉良佳子議員の質問、今年の小池晃議員の質問に対する答弁でも「地方自治体等がその判断によって全額補助することをお否定するものではない」ことを再確認しております。

こうした通達、国会答弁を市は承知しているか。給食費無償化は違法ではないと思うがどうか伺います。

3. 物価高騰対策、保護者負担の軽減を目的に、来年3月まで、保育所等、また小中学校の給食費の無償化が行われます。しかし、物価高騰の影響や保護者負担が4月以降、減るわけではございません。4月以降も給食費無償を継続することを求めます。いかがでしょうか。

4つ目、繰り返し指摘していることでありますが、指定管理になっている公共施設の保守管理が貧弱でございます。今回、八代福祉センターを視察しましたが、屋根のひさは錆びだらけ、テラスはひび割れ雨水が浸透、エアコンは建設当時のままで、電気代は近年のエアコンの3倍程度、下水は構造上の問題で繰り返し詰まってしまう。こういう状態が放置されております。公共施設の保守管理を強化すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

提案があります。私は年に1回は、管財、担当課、指定管理者が合同で施設・設備の点検を行って、そして改善の手立て、予算化するように提案するが、この点についてはいかがか伺います。

5つ、暮らし、施設の維持管理、それから防災等に、基金を積極的に活用することを求める

が市の考えを伺いたいと思います。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

渡辺正秀議員の一般質問にお答えします。

まず、将来負担額については、議員作成の資料のとおりです。

次に、文部事務次官通達、国会答弁を承知しているか。給食費無償化は違法ではないと思うがどうかについてです。

本市では、コロナ禍や物価高騰による保護者の経済的負担を軽減するため、期間を限定して給食食材費を補助する考え方で無償化を実施しており、給食費無償化が違法であるとは考えていませんが、あくまでも学校給食費については、学校給食法第11条において保護者の負担とすると規定されていることから、本市ではこの原則に則っています。

なお、文部事務次官通達および国会答弁については承知しています。

次に、4月以降の給食費無償の継続についてです。

保育所の給食費無償化の継続については、現時点では考えていませんが、物価の変動等を踏まえ総合的に判断していきます。

また、学校の給食費無償化の継続については、学校給食法の趣旨に則り、物価の変動を注視しながら総合的に判断していきます。

次に、指定管理者による公共施設の保守管理についてです。

指定管理者制度を導入している施設の修繕については、協定書に、1件につき10万円以上の場合は市が行い、10万円未満の場合は指定管理者が行うことが定められています。また、指定管理者による適正な管理運営を確認するため、施設の所管課は、年に2回のモニタリングに加え、随時モニタリングを行うこととしています。

現在は、指定管理者の運営面に焦点を当て実施していますが、今後は、施設の修繕や改修の必要性を確認する項目を加えて、モニタリングを実施することとし、引き続き指定管理者と密に連携を図りながら、市民サービスに支障がないよう進めていきます。

次に、基金の積極的な活用についてです。

令和4年度一般会計予算12月補正現計で、基金から45億5,404万円を繰り入れており、各種基金を目的に応じて活用しています。

今後の予算編成においても、社会情勢、事業目的を勘案した上で、各種基金を効果的に活用してまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑・質問はありませんか。

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

給食費の無償化については、前に学校給食法の趣旨にのっとってということで、あたかも違法かのような印象を与えたわけですが、今回、そうではないという答弁だったと受け止めます。

多くのところで、どんどん無償化が進んでおりますので、なんか子育てに冷たい市になってしまわぬよう、うちでもしっかり取り組んでいただきたい。

また、管財課、担当課合同で施設設備の点検をすることを提案したが、ぜひこれはやってほしいと思います。

さて、再質問です。

この間、枕詞のように厳しい財政状況に鑑みと言われ、コロナ流行までは一律経費削減が求められてきました。もちろん無駄はいけないのでありますが、職員は必要な市民サービスも、必要な経費の増額要請も控え、その結果、矛盾も出てきたと、私は感じております。

基金が200億円近くになり、将来負担率が令和3年度に5.5%まで下がり、令和5年からはマイナスになるという、今日の財政状況をどう見るか、厳しい財政状況であるとするのかどうか伺います。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

渡辺正秀議員の再質問にお答えします。

市の一般財源の主な財源である市税および地方交付税については、今後、大幅な増加は見込めません。一方、歳出では新型コロナウイルス感染症対策をはじめとし、防災対策や公共施設の老朽化対策など、取り組むべき課題は山積しており、市の財政状況は厳しいものと認識しております。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

今の答弁ですが、長期財政推計でも見通しとしては基金をさらに積み増していく、そして将来負担比率も下がっていくとなっているわけでございます。それから、そういう状況で厳しい財政状況というふうに詰めていくということ、むしろ弊害があるのではないかと感じました。

2つ目の質問に移ります。危機管理アドバイザーの設置について。

私は本件につき、総務常任委員会では疑問点があるとして賛否保留を表明したものの、本会議ではその疑問点を解消しないまま賛成してしまいました。軽率だったと深く反省し、この場をお借りしてお詫び申し上げます。

その後、10月25日の議会全員協議会に提出された資料および市長の説明を受け、問題が明確になり、本会議で賛成したことは大変な間違いであったと反省しました。同時に本件の見直しを求めているかなくてはならないと決意した次第でございます。

以下、質問いたします。

1. 市長は危機管理アドバイザーの設置の必要性・目的について「職員の不祥事の再発防止のため」と言ったが、それは市幹部と上司、そして職員の課題であり、職員のモラルを高め、適切な組織を確立し、不祥事の発生を防ぐことはまさに市幹部の役割でございます。職員の指導を非常勤特別職に委ねるなど、誠に私は情けないと思います。上司でもない一非常勤特別職

が個人の識見で職員を指導するなどあってはならないことだと思うがどうか伺います。

2つ、本件の根拠法である地方公務員法を見てみますと、法第3条3項3号は職務について「助言、調査、診断、総務省令で定める事務に限る」と限定列挙しております。ここに「職員の指導」は入っておりません。「危機管理に関する職員の指導」は法に抵触するのではないかと伺います。

3つ、一非常勤特別職による職員の指導は、職員の委縮を生むおそれがあるのではないかと。また市組織の体系を崩すものではないかと伺います。

4つ、「アドバイザー」の職務内容は、不祥事の防止と防災にわたっております。この性格が異なる2つの職務を行う危機管理アドバイザーの設置は適切かどうか伺います。

5.「アドバイザー」委嘱はいつ行われたか。危機管理アドバイザー設置要綱は当人に示されているかと伺います。

6つ目、委嘱する「アドバイザー」は元県警幹部ということですが、地方自治および防災にも精通している専門家だという根拠は何か、根拠をお伺いします。

7.すでに口頭で市に対し、地方公務員法に抵触する危機管理アドバイザー設置要綱の改定を早急にすべきだと申し入れておりますが、どのように扱ったか、またはどうする考えであるかと伺います。

8つ目、外部有識者の知見を活用する適切な方法は様々ございます。危機管理アドバイザーの設置自体を見直すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

深澤総務部長。

○総務部長（深澤和仁君）

渡辺正秀議員の一般質問にお答えします。

まず、非常勤特別職が職員の指導を行うことについてです。

申すまでもなく、職員のモラル向上、不祥事の再発防止に向けた職員への指導は、幹部職員をはじめとする管理職の役割と認識しています。

危機管理アドバイザーは、専門的見地から、これを補完する役割を期待し設置したものです。

次に、職員への指導に関する地方公務員法への抵触についてです。

危機管理アドバイザーは、組織の危機管理意識の向上などのため、職員に対して助言や研修を行うことを目的に設置しました。

なお、危機管理アドバイザー設置要綱の中で、職務内容の一つとして掲げた「指導」とは、地方公務員法第3条第3項第3号における「助言」の範疇において、より丁寧な教えを期待するものでございます。

法に抵触するとは考えていないため、危機管理アドバイザー設置要綱を改定する予定はありません。

次に、不祥事防止と防災の2つの職務を行うことの適否についてです。

危機管理アドバイザーの職務である、職員の非違行為の防止や防災対策は、いずれも市職員に求められる危機管理能力という観点から、共通の課題であると認識しています。

次に、アドバイザー委嘱の時期および本人への要綱の提示についてです。

危機管理アドバイザーは、10月19日に委嘱しました。要綱の内容は、就任を依頼する段

階で、ご本人にお示ししています。

次に、地方自治、防災に精通している専門家である根拠についてです。

今回、危機管理アドバイザーに委嘱した方は、警察官として長年にわたり犯罪対策等に携わり、現在は県警本部の幹部支援アドバイザーを勤め、また防災士の資格を有し防災対策に関する見識も高いことから、適任と考えています。

次に、アドバイザー設置の見直しについてです。

現在でも、専門の外部講師を招いて研修を行うなど、様々な角度から、職員の危機管理意識の向上に取り組んでいます。

危機管理アドバイザーの設置により、この推進体制が一層充実するものと期待しており、見直しは考えていません。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

意見はありませんか。

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

私の発言、再質問の回数が残っておりませんので、感想と意見を述べるだけになります。

1つは、法3条3項3号に限定列举された非常勤特別職の仕事のうち、助言でさえも市または市の機関に対する助言であって、職員個人に対する助言ではありません。ましてや個々の職員への指導などもってのほかだと思います。

2つ、答弁は指導は助言の中に含まれるというものでありました。これはむりくりの強弁です。助言とは助けになることを言うことであり、助言を受けたものはそれを受け止めた上で、自ら判断することになります。自ら判断する、ここが大事です。

一方、指導とは、指導的立場の者が、ある目的・方向に向かって教え導くことであり、指導を受けたものは、指導に従うことが前提となります。柔道では3回の指導で負け、サッカーでは2回のイエローカードで次回の試合に出られない。今議会に提案されている条例の修正部分にも、指導にもかかわらず改善がされないとき、降格、降号と書いてあります。指導には基本的に従わなければならないものであります。助言と指導は明らかに異なります。

3つ、一非常勤特別職、今回の場合は元県警幹部ということですが、ここに指導的立場を与え、その指導には自らの判断抜きに、基本的に従わなければなりません。職員の委縮を生むおそれ大だと指摘しましたが、これに対する答弁はスルーされました。

それから4つ目、自治体は、地方自治法138条の3に基づき、系統的な組織をつくっております。また地方公務員法のサービスの規程では、職務を遂行するにあたって、法令条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、かつ上司の職務上の命令に忠実に従わなければならないと規定しています。

上司と部下の関係の脇から指導するなど許されるはずがありません。系統的な組織を壊すことになるのではないのでしょうか。この点についても、答弁はありませんでした。

4つ目、答弁は職員の不祥事の防止と防災対策は、いずれも危機管理能力という観点から共通の課題だと言っております。これは、まったくの強弁です。不祥事の防止対策と、防災対策が共通だということは誰が聞いても理解できないのではないのでしょうか。

5つ、委嘱したアドバイザーが地方自治防災に精通している専門家だという根拠は何かとい

う質問に対し、答弁は犯罪対策に携わってきたこと、それから県警本部幹部支援アドバイザーをやってきたことを挙げております。そして、防災にも詳しいということでありました。

このことは、この３点は決して地方自治に精通したということの根拠を示したものにはなっておりません。

それから、私はこの不祥事の防止という面でも、基本は、大事なことは、職場の中で自由にものが言える、そして意見を言える、そして注意し合える、そうした厳しくも、また温かみのある職場づくり、また地方公務員法３０条に基づいて、全体の奉仕者、そしてそのためにしっかりと仕事をしていくという規定がありますが、このことをしっかり浸透していく、大変責任重大な、そして崇高な理念を持った規定でございます。これをしっかり職員の中に浸透していくこと。そしてもう１つは、なんでも相談できる、そういう上司、そういう幹部を育てていく、こういうことが基本になると思います。ぜひそれをしていただきたいと思います。

そして職場が、そして職員集団がこの高い理念に基づいて、そしてお互いに協力し合い、厳しくも温かみのある、そうした職員集団に育てていくことを期待するものであります。

今回のこの要綱は、とても納得できるものではございません。レッドカードです。

以上です。

○議長（古屋始芳君）

以上で、渡辺正秀君の質疑および質問を終了します。

ただいま、議題となっております議案第１１３号から議案第１４８号までの３６案については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の議事はすべて終了しました。

お諮りします。

明日１２月１４日から１２月１９日までは議案調査のため、休会といたしたいと思います。

これご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、明日１２月１４日から１２月１９日までは休会とすることに決定しました。

次の本会議は１２月２０日、午後１時３０分から再開いたします。

本日は、これにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前１１時４０分

令和 4 年

笛吹市議会第 4 回定例会

1 2 月 2 0 日

令和4年笛吹市議会第4回定例会

1. 議事日程(第4号)

令和4年12月20日
午後 1時30分開議
於 議 場

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第 1 | 議案第113号 | 笛吹市個人情報保護法施行条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第114号 | 笛吹市個人情報保護審査会条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第115号 | 笛吹市健康増進施設条例等の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第116号 | 笛吹市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第117号 | 笛吹市職員給与条例及び笛吹市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第118号 | 笛吹市職員の定年等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第119号 | 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第120号 | 笛吹市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第121号 | 笛吹市国民健康保険財政調整基金条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第122号 | 笛吹市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第123号 | 令和4年度笛吹市一般会計補正予算(第7号)について |
| 日程第12 | 議案第124号 | 令和4年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について |
| 日程第13 | 議案第125号 | 令和4年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第3号)について |
| 日程第14 | 議案第126号 | 令和4年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について |
| 日程第15 | 議案第127号 | 令和4年度笛吹市農業集落排水特別会計補正予算(第3号)について |
| 日程第16 | 議案第128号 | 令和4年度笛吹市境川観光交流センター特別会計補正予算(第2号)について |
| 日程第17 | 議案第129号 | 令和4年度笛吹市水道事業会計補正予算(第1号)について |
| 日程第18 | 議案第130号 | 令和4年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計補正予算(第1号)について |
| 日程第19 | 議案第131号 | 令和4年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算(第1号)について |

- 日程第20 議案第132号 令和4年度笛吹市簡易水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第21 議案第133号 変更契約の締結について（浅川中学校校舎長寿命化改修工事（建築）（債務））
- 日程第22 議案第134号 変更契約の締結について（浅川中学校校舎長寿命化改修工事（機械設備）（債務））
- 日程第23 議案第135号 変更契約の締結について（一宮西小学校校舎改修工事（建築））
- 日程第24 議案第136号 動産の取得について（指定避難所防災備蓄倉庫設置）
- 日程第25 議案第137号 動産の取得について（小型動力ポンプ積載水槽車購入（石和分団第5部）（明許））
- 日程第26 議案第138号 権利の放棄について
- 日程第27 議案第139号 公の施設に係る指定管理者の指定について（石和第四保育所）
- 日程第28 議案第140号 公の施設に係る指定管理者の指定について（石和温泉駅前観光案内所）
- 日程第29 議案第141号 公の施設に係る指定管理者の指定について（御坂路さくら公園）
- 日程第30 議案第142号 公の施設に係る指定管理者の指定について（石和小林公園・石和温泉駅前公園・近津ふれあい公園）
- 日程第31 議案第143号 公の施設に係る指定管理者の指定について（御坂成田弓道場）
- 日程第32 議案第144号 公の施設に係る指定管理者の指定について（境川弓道場）
- 日程第33 議案第145号 公の施設に係る指定管理者の指定について（八田御朱印公園）
- 日程第34 議案第146号 甲府市とのやまなし県央連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について
- 日程第35 議案第147号 市道廃止について
- 日程第36 議案第148号 市道認定について
- 日程第37 議案第149号 令和4年度笛吹市一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第38 議案第150号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第39 同意第8号 公平委員会委員の選任について
- 日程第40 同意第9号 黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について
- 日程第41 同意第10号 名所山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について
- 日程第42 閉会中の継続審査について

2. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	岡	由	子	2番	落	合	俊	美		
3番	山	田	宏	司	4番	河	野	正	博	
5番	河	野	智	子	6番	武	川	則	幸	
7番	神	澤	敏	美	8番	神	宮	司	正	人
10番	保	坂	利	定	11番	野	澤	今	朝	幸
12番	中	村	正	彦	13番	海	野	利	比	古
14番	渡	辺	清	美	15番	中	川	秀	哉	
16番	前	島	敏	彦	17番	小	林		始	
18番	渡	辺	正	秀	19番	古	屋	始	芳	

3. 欠席議員

9番 荻野謙一

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市	長	山	下	政	樹	副	市	長	小	澤	紀	元				
教	育	長	望	月	栄	一	総	務	部	長	深	澤	和	仁		
総合政策部	長	返	田	典	雄	会	計	管	理	者	市	川	要	司		
市民環境部	長	雨	宮	和	博	保	健	福	祉	部	長	西	海	好	治	
子供すこやか部	長	中	村	富	之	産	業	観	光	部	長	小	宮	山	昌	彦
建設部	長	角	田	和	仁	公	営	企	業	部	長	水	谷	和	彦	
教育部	長	赤	尾	好	彦	総	務	課	長	茂	手	木	政	和		
政策課	長	小	澤	宏	之	財	政	課	長	金	井		久			
消防	長	矢	崎	丈	司	代	表	監	査	委	員	曾	根	哲	哉	
農業委員会	会長	三	枝	啓	一											

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議 会 事 務 局 長	荻 野 重 行
議 会 書 記	橘 田 裕 哉
議 会 書 記	古 屋 幹 仁

○議長（古屋始芳君）

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議においても新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用のまま会議を行います。発言する場合のマスク着用は、個々の判断に委ねます。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

報告事項を申し上げます。

本日、荻野謙一君より欠席届が提出され、これを受理しましたので報告いたします。

○議長（古屋始芳君）

日程第1 議案第113号から日程第36 議案第148号までを一括議題といたします。

本案については、今定例会初日、12月2日に上程され、その後に各常任委員会に審査を付託してありますので、それぞれの常任委員長から審査の結果について報告を求めます。

はじめに総務常任委員会に付託しております案件について、副委員長から審査結果の報告を求めます。

総務常任委員会副委員長、河野正博君。

○総務常任副委員長（河野正博君）

議長より、総務常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告いたします。

去る12月13日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、12月14日、15日の2日間の日程により委員会を開催し、全委員出席のもと関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第120号 「笛吹市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について」

総務部防災危機管理課の審査では、出動報酬の支給対象となる、団員が従事する災害、警戒、訓練等の職務のうち警戒について質問があり、気象警報発表時や果実盗難防止のパトロールを想定しているとの説明がありました。

議案第123号 「令和4年度笛吹市一般会計補正予算（第7号）について」

総務部防災危機管理課の審査では、備蓄品整備事業において、購入するワンタッチパーティションの保管場所について説明を求めたところ、令和3年度から令和5年度までに指定避難場所に整備する防災備蓄倉庫に保管するとの説明がありました。

議案第123号 「令和4年度笛吹市一般会計補正予算（第7号）について」

総合政策部企画課の審査では、ふるさと納税運営代行業務委託について、想定している事業者は何社ぐらいあるかと尋ねたところ、想定している事業者は県内事業者を含め5から6社であるとの説明がありました。

さらに現在の寄附状況について説明を求めたところ、12月13日現在で約16万件、約22億円の寄附額があったとの説明がありました。

議案第133号、議案第134号、議案第135号について。

総務部管財課の審査では、委員より設計段階から担当課・業者と慎重に事業を進め、大きな変更が極力起きないように事業を進めてほしい、また設計業者を管理・監督をしっかりとるようにとの意見がありました。

議案第146号 「甲府市とのやまなし県央連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について」

総合政策部政策課の審査では、今後のスケジュールについて説明を求めたところ、国が定めた連携中枢都市圏構想推進要綱に基づき、圏域を形成しようとする甲府市および各市町で連携協約の締結に関する協議について、議会で議決がされた後に、2月に、甲府市と各市町が連携協約を締結、さらに、連携中枢都市圏の中長期的な将来像や連携して推進する取り組みなどを示した、連携中枢都市圏ビジョンについて、構成市町の首長会議での承認を得た後、甲府市がビジョンを公表することにより連携中枢都市圏が形成されとの説明がありました。

さらに、連携して推進する取り組みについて説明を求めたところ、ビジョンに各取り組みを記載した上で、推進していくとの説明がありました。また、各取り組みの追加や廃止については、ビジョンを毎年見直すこととなっており、甲府市が設置するビジョン懇談会で検証も含め協議の上、首長会議での承認を得た後に公表し、議会全員協議会で報告するとの説明がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第113号 「笛吹市個人情報保護法施行条例の制定について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第114号 「笛吹市個人情報保護審査会条例の制定について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第115号 「笛吹市健康増進施設条例等の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第116号 「笛吹市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第117号 「笛吹市職員の定年等に関する条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

失礼しました。議案第117号の誤りです。

議案第118号 「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例・・・。

○議長（古屋始芳君）

暫時休憩。

休憩 午後 1時41分

再開 午後 1時46分

○議長（古屋始芳君）

再開します。

○総務常任副委員長（河野正博君）

失礼しました。

それでは、１１７号からもう一度読みます。

議案第１１７号 「笛吹市職員給与条例及び笛吹市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

続けて、議案第１１８号 「笛吹市職員の定年等に関する条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第１１９号 「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第１２０号 「笛吹市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について」、賛成全員で可決すべきものと決定。

議案第１２３号 「令和４年度笛吹市一般会計補正予算（第７号）について」、総務部所管の項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

総合政策部所管の項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

市民環境部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

消防本部所管の項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

会計課所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議会事務局所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第１３３号 「変更契約の締結について（浅川中学校校舎長寿命化改修工事（建築）（債務））」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第１３４号 「変更契約の締結について（浅川中学校校舎長寿命化改修工事（機械設備）（債務））」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第１３５号 「変更契約の締結について（一宮西小学校校舎改修工事（建築））」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第１３６号 「動産の取得について（指定避難所防災備蓄倉庫設置）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第１３７号 「動産の取得について（小型動力ポンプ積載水槽車購入（石和分団第５部）（明許））」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第１４６号 「甲府市とのやまなし県央連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について」、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、総務常任委員会委員長報告といたします。

○議長（古屋始芳君）

以上で、総務常任委員会副委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。

この際、申し上げます。

議案第１２３号 「令和４年度笛吹市一般会計補正予算（第７号）について」につきましては、各常任委員会に分割付託しておりますので、３常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

議案第１１３号から議案第１２０号を議題といたします。

お諮りします。

本８案については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本8案についての委員長報告は、可決です。

本8案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第113号から議案第120号は原案のとおり可決されました。

議案第133号から議案第137号を議題といたします。

お諮りします。

本5案については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本5案についての委員長報告は、可決です。

本5案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第133号から議案第137号は原案のとおり可決されました。

議案第146号を議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

反対討論を許します。

5番、河野智子君。

○5番議員(河野智子君)

議案第146号「甲府市とのやまなし県央連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について」の反対討論を行います。

連携中枢都市圏とは、国が作成したまち・ひと・しごと創生総合戦略において、地域間の連携を推進するために、新たに設けられた都市圏概念です。

連携中枢都市圏とは、連携中枢都市である甲府市が連携自治体、9市町と連携し、圏域全体の1. 経済成長の牽引、2. 高次都市機能の集積・強化、3. 生活関連機能サービスの向上を図り、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するためのものとされています。

連携中枢都市宣言をした甲府市は、宣言に記載した市町と連携する取り組みを定めた連携協約を締結しますが、1対1で締結するため、連携協約だけでは連携中枢都市圏の圏域全体の将来像は明らかではありません。そこで、連携中枢都市である甲府市が連携中枢都市圏ビジョンを策定することとされています。

要綱では、ビジョンの策定に際して、甲府市は連携中枢都市圏ビジョン懇談会を設置し、そこでの検討を経て決定することとされていますが、各連携自治体は、当該自治体に関連する部分について、個別に協議ができるにとどめられており、連携中枢都市である甲府市のリーダー

シップが重視されているといえます。

連携協約によって、あるサービスの提供を甲府市が専ら担うことになった場合、利用については甲府市が定める条約によることになり、当該事務を担当しない連携自治体の議会の議決は要せず、住民の意思が直接には反映されないこととなり、住民自治が及ばない領域が生まれることとなります。

連携中枢都市である甲府市へ、ひと・もの・しごとの集積が促進され、連携自治体の役割が生活関連機能に限定される結果、連携自治体の区域の空洞化が進行するおそれがあるなど、自治体間が対等であるとは言えません。

以上、反対討論といたします。

○議長（古屋始芳君）

賛成討論を許します。

（ な し ）

討論を終結します。

これより、議案第146号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

よって、議案第146号は原案のとおり可決されました。

次に教育厚生常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

委員長、中村正彦君。

○教育厚生常任委員長（中村正彦君）

議長より、教育厚生常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

去る12月13日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、12月14日、15日の2日間の日程により委員会を開会し、委員出席のもと関係当局の出席を求め審査を行いました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第123号 「令和4年度笛吹市一般会計補正予算（第7号）について」

保健福祉部の障害福祉課の審査では、歳入、社会福祉費委託金、「生活のしづらさなどに関する調査委託金の追加」について、「調査」の内容について、説明を求めたところ、障がいや難病等により、日常生活のしづらさが生じている在宅の方を対象に、生活実態と支援ニーズを把握することを目的に国が実施する調査である。調査対象地区および人数については、石和町、一宮町地域で対象者は156世帯、422人であるとの説明がありました。

議案第139号 「公の施設に係る指定管理者の指定について（石和第四保育所）」

子供すこやか部の保育課の審査では、石和第四保育所の指定管理について、委員からは、石和第四保育所の定員および選定されている指定管理者の実績や規模についての問いがあり、石和第四保育所については定員200名である。選定されている指定管理者については現在、小規模保育所、企業主導型保育所を行っており、それぞれ、19名、30名の定員で実施してい

るとの回答がありました。さらに委員より、施設の老朽化に対する問いがあり、建築耐用年数については47年で、残年数は3年であるとの説明がありました。

また、委員より、保育所の引き継ぎやサービスの継続についての問いがあり、指定管理の導入に当たっては保護者会とも打ち合わせ等を行い、保育所の引き継ぎについては、令和5年4月から指定管理の予定であるが、入所児童への急な環境の変化に配慮するため、1月から3月までは、指定管理者の職員が保育所へ来ていただき、引き継ぎ期間とし、令和5年度は1年間、3名の市の保育士を派遣する。また、現在のサービスについては継続して行うこととなっているとの説明がありました。

委員からは、子どもが安全に過ごせ、保護者が安心して預けられるよう、モニタリングや指導等をしっかりとしてほしい。また、協定書の事項を遵守し執行してもらいたいとの意見がありました。

なお、委員1名より、選定された指定管理者に対して、現在運営している規模と、指定管理を行う施設との規模の差などを考えると、石和第四保育所の指定管理の移行は拙速であり、いろいろな意味で不安であるとして反対の討論がありました。

議案第145号 「公の施設に係る指定管理者の指定について（八田御朱印公園）」

教育委員会の文化財課の審査では、八田御朱印公園の指定管理業務内容についての質問をしたところ、指定管理者には公園の管理業務のみを委託して、入館料は取っていない。公園内にある八田家書院については、文化財課が管理していて観覧料を取っているとの回答がありました。

委員からは、コロナ禍後のことではあるが、温泉街にも近い立地であり、観光にも生かせるような場所として、また広く市民にも、文化を知っていただけるよう検討していただきたいとの意見がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告をいたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第121号 「笛吹市国民健康保険財政調整基金条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第123号 「令和4年度笛吹市一般会計補正予算（第7号）について」、保健福祉部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

子供すこやか部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

市民環境部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

教育委員会所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第124号 「令和4年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第125号 「令和4年度笛吹市介護保険特別会計補正予算（第3号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第126号 「令和4年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第128号 「令和4年度笛吹市境川観光交流センター特別会計補正予算（第2号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第139号 「公の施設に係る指定管理者の指定について（石和第四保育所）」、賛成多

数で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第143号 「公の施設に係る指定管理者の指定について（御坂成田弓道場）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第144号 「公の施設に係る指定管理者の指定について（境川弓道場）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第145号 「公の施設に係る指定管理者の指定について（八田御朱印公園）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、教育厚生常任委員会委員長報告といたします。

○議長（古屋始芳君）

以上で、教育厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。議案第123号につきましては、先ほど申し上げたとおり、各常任委員会に分割付託しておりますので、3常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

議案第121号を議題といたします。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本案についての委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第121号は原案のとおり可決されました。

議案第124号から議案第126号および議案第128号を一括議題といたします。

お諮りします。

本4案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本4案についての委員長報告は可決です。

本4案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第124号から議案第126号および議案第128号は、原案のとおり可決されました。

議案第139号を議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

反対討論を許します。

18番、渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

議長の許可をいただきましたので、議案第139号「公の施設に係る指定管理者の指定について（石和第四保育所）」について、反対討論を行います。

日本共産党、渡辺正秀でございます。

まず、公立保育所、市立保育園についての基本認識ですが、日本の保育所、保育園の発展の歴史を見ると、それぞれの保育の必要性を認識し、高い使命感と理念の下に発展してきたと思います。私たちは、その両者を大切だと思うものであります。私は、近年の民間の活力は素晴らしい、公立保育所は駄目というがごとき宣伝と風潮を苦々しく思うものであります。

この宣伝、風潮は、公立保育所の歴史を冒瀆するものであり、公立保育所と職員の誇りを傷つけ、子ども、保護者のニーズに応える、公立保育所と職員の改革意欲に水を差すものだと思ってきたところであります。

ですから、一路、笛吹市の公立保育所を指定管理者に委ね、さらに民営化していく方針には基本的に反対です。

さて、本件については、一路、指定管理制度民営化への移行反対という、私たちの基本的立場をわきにおいて、まず第1に、指定管理者制度への移行の条件を当該施設が持っているかという問題。

2つ目に、指定管理者候補法人は、安心して委ねるだけの条件を備えているかという問題、この2点から反対いたします。

第1点目、指定管理者制度の移行にふさわしい条件を、この施設は備えているかという点であります。当該施設は、建設が昭和52年、築47年であります。教育厚生常任委員会で現地視察を行いました、委員からは施設が古く、いくつか改修の必要性が指摘されました。また耐震性についても、当局から納得できる説明はいただけませんでした。

指定管理者制度では、現状の公の施設を指定管理者へ運営を委ねる制度であり、予期せぬ問題発生に伴う改修、あるいは定期的改修はあり得ますが、明らかな問題点、予測できる問題を放置したまま、指定管理者に委ねることはあってはなりません。本施設は、指定管理者制度に移行するにふさわしい条件を備えていないのであります。

第2点目、指定管理者候補法人は、安心して委ねるだけの条件を備えているかという点。

今回、当該法人は19名定員の保育園と、30名定員の企業型保育所を持っているに過ぎません。200名定員の第四保育所を預かるだけのノウハウと人材、体力を備えているか疑問です。

市の説明は、当該法人に熱意、向上心、少人数保育所の良さを生かして、こういうものは説明され分かりましたが、大規模保育所を担う条件が備わっているかについては、具体的な説明はございませんでした。

職員数は27名を予定しているということです。現時点で、当該法人が派遣する予定のベテラン保育士は2名程度、1年間は笛吹市が保育士3名を派遣するとのこととあります。あとは募集するというので、大変不安でございます。

笛吹市の保育所の指定管理者を受けた法人は、保育所規模に見合う豊かな経験、ノウハウ、人材を持つ法人でございました。そして、指定管理者を引き受けるにあたって、法人のベテラ

ン、中堅、新人職員をバランスよく派遣して、新たな募集もかけるという対応をしまいいりました。それに比べ、今回はあまりにも心配が多すぎます。

たくさん子どもたちを預かるところです。万が一にも事故や行き詰まりなどあってはなりません。今回の指定管理者制度への移行の提案、安易すぎると思います。指定管理者、民営化路線にあまりにも前のめりだと言わざるを得ません。

以上、反対討論といたしますが、併せてこれを指定管理者とするというならば大変不安であり、万が一にも子どもたちにしわ寄せが発生してはならないと思います。

担当課だけでなく、市として機敏に支援する用意、覚悟を持ってほしいということを付け加えて反対討論といたします。

○議長（古屋始芳君）

賛成討論を許します。

（ な し ）

討論を終結します。

これより、議案第139号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

よって、議案第139号は原案のとおり可決されました。

議案第143号から議案第145号を一括議題といたします。

お諮りします。

本3案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本3案についての委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第143号から議案第145号は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

建設経済常任委員会委員長、武川則幸君。

○建設経済常任委員長（武川則幸君）

議長より、建設経済常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

今定例会において、本委員会に付託されました議案について、12月14日、15日に委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第138号 「権利の放棄について」

建設部建設総務課の審査では、家賃の滞納額がなぜこのように高額になってしまったのか経緯を尋ねたところ、毎年収入申告をしてもらい翌年度の家賃を算定しているが、未申告の場合、収入金額により安価で設定している家賃が、近傍同種の家賃となり、それが1人は51カ月、もう1人は34カ月の滞納であり、滞納額が増えたとの説明がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第122号 「笛吹市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第123号 「令和4年度笛吹市一般会計補正予算（第7号）について」、産業観光部および農業委員会所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

建設部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

公営企業部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第127号 「令和4年度笛吹市農業集落排水特別会計補正予算（第3号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第129号 「令和4年度笛吹市水道事業会計補正予算（第1号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第130号 「令和4年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計補正予算（第1号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第131号 「令和4年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第132号 「令和4年度笛吹市簡易水道事業会計補正予算（第1号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第138号 「権利の放棄について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第140号 「公の施設に係る指定管理者の指定について（石和温泉駅前観光案内所）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第141号 「公の施設に係る指定管理者の指定について（御坂路さくら公園）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第142号 「公の施設に係る指定管理者の指定について（石和小林公園・石和温泉駅前公園・近津ふれあい公園）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第147号 「市道廃止について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第148号 「市道認定について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、建設経済常任委員会委員長報告といたします。

○議長（古屋始芳君）

以上で、建設経済常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。議案第123号につきましては、先ほど申し上げたとおりであります。

議案第122号を議題といたします。

本案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本案についての委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第122号は原案のとおり可決されました。

議案第127号および議案第129号から議案第132号を一括議題といたします。

本5案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本5案についての委員長報告は可決です。

本5案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第127号および議案第129号から議案第132号は、原案のとおり可決されました。

議案第138号、議案第140号から議案第142号および議案第147号から議案第148号を一括議題といたします。

お諮りします。

本6案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本6案についての委員長報告は可決です。

本6案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第138号、議案第140号から議案第142号および議案第147号から議案第148号は原案のとおり可決されました。

以上で、各常任委員会に付託しました議案の採決が終了しました。

これより各常任委員会に分割付託いたしました議案第123号 「令和4年度笛吹市一般会計補正予算（第7号）について」を議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結します。

これより議案第123号の採決を行います。

本案に対する3常任委員会の委員長報告はすべて可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員です。

よって、議案第123号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

再開を午後2時45分といたします。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時45分

○議長(古屋始芳君)

再開いたします。

ただいま、市長より追加議案2案および同意案件3件が提出されました。

お諮りします。

これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布の議事日程のとおり日程を追加いたします。

○議長(古屋始芳君)

これより日程第37 議案第149号から日程第41 同意第10号を一括議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長(山下政樹君)

今回、追加提案しました案件について、概要をご説明を申し上げます。

提出した案件は、補正予算案1件、その他の議案4件、合わせて5件です。

はじめに、補正予算案です。

議案第149号 「令和4年度笛吹市一般会計補正予算(第8号)について」は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ6,955万円を追加し、総額を435億7,297万円とするものです。

これは、国の令和4年度第2次補正予算が成立したことにより、国が全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産や子育てができるよう、定期的な面談やアンケート等による伴走型相談支援事業をさらに充実させ、併せて、妊娠時に5万円、出産時に5万円、計10万円相当の経済的支援も一体的に行うことができるよう、出産・子育て応援交付金を創設したことから、本市においても早期に支援を実施するため、「出産・子育て応援交付金事業」に必要経費を計上しました。

続きまして、その他の議案です。

まず、議案第150号 「人権擁護委員の候補者の推薦について」は、人権擁護委員1人の

任期が、令和5年3月末日をもって満了することに伴い、その候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

候補者は、芦澤栄氏です。芦澤氏は再任であり、任期は3年間です。

次に、同意第8号 「公平委員会委員の選任について」です。

公平委員会委員1人の任期が、本日をもって満了することに伴い、芦澤文氏の選任について、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意をお願いするものです。

芦澤氏は新任で、任期は令和4年12月21日から4年間です。

次に、同意第9号 「黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について」です。

委員の逝去に伴い、雨宮博氏の選任について、地方自治法第296条の4第1項及び黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意をお願いするものです。

雨宮氏は新任であり、任期は前任者の残任期間である令和7年3月31日までです。

次に、同意第10号 「名所山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について」です。

委員の退任に伴い、七澤福富氏、成島光一氏、橘田宗一氏、江川英明氏、布施智樹氏、長田正明氏、岡和彦氏の7人の選任について、地方自治法第296条の4第1項及び名所山恩賜県有財産保護財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意をお願いするものです。

7人は新任で、任期は前任者の残任期間である令和6年12月31日までです。

なお、経歴等については、それぞれの案件の末尾にあります参考資料のとおりです。

以上、追加提案しました議案について、ご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古屋始芳君）

市長の説明が終わりました。

これより日程第37 議案第149号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第149号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第149号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、議案第149号の討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結します。

これより、議案第149号の採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員です。

よって、議案第１４９号は原案のとおり可決されました。

これより日程第３８ 議案第１５０号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第１５０号については、会議規則第３６条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第１５０号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、議案第１５０号の討論を行います。

討論はありますか。

（ な し ）

討論を終結します。

これより、議案第１５０号の採決を行います。

本案は原案のとおりに決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員です。

よって、議案第１５０号は原案のとおり可決されました。

次に日程第３９ 同意第８号 「公平委員会委員の選任について」の質疑を行います。

質疑はありますか。

（ な し ）

以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第８号については、会議規則第３６条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、同意第８号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、同意第８号の討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結します。

これより、同意第８号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員です。

よって、同意第8号は原案のとおり可決されました。

なお、ただいま同意されました芦澤新公平委員から議場での発言の申し出がありますので、これを許可したいと思います。

これにご異議ありますか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

芦澤文君の入場を許します。

(入 場)

芦澤文君に申し上げます。

ただいま、議題となりました公平委員会委員の選任については、同意されたことを報告いたします。

それでは、芦澤文君の発言を許します。

○公平委員会委員(芦澤文君)

議長のお許しをいただきましたので、一言ごあいさつ申し上げます。

このたび、公平委員を務めさせていただくことになりました芦澤文でございます。

身に余る光栄と同時に、その責任の重さを痛感するものでございます。

職務を誠心誠意務めさせていただきますので、皆さま方のご指導・ご鞭撻を賜りますようお願いいたします。あいさつに代えさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長(古屋始芳君)

ありがとうございました。

芦澤文君の退場を求めます。

(退 場)

日程第40 同意第9号 「黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について」の質疑を行います。

質疑はありますか。

(な し)

以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第9号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第9号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、同意第9号の討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結します。

これより、同意第9号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員です。

よって、同意第9号は原案のとおり同意することに決しました。

日程第41 同意第10号 「名所山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について」
の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第10号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、同意第10号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、同意第10号の討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結します。

これより、同意第10号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員です。

よって、同意第10号は原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（古屋始芳君）

日程第42 「閉会中の継続審査について」を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長、リニア対策特別委員長より閉会中の継続審査の件が提出されております。

お諮りします。

本件については、お手元に配布のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本件については各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査と決しました。

以上で、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

市長より閉会に際し、あいさつの申し出がありますのでこれを許します。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

令和4年笛吹市議会第4回定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今議会は、12月2日から本日まで19日間の日程で開催をされました。議員各位におかれましては、慎重なる審議に努めていただき、感謝を申し上げます。

また、本会議および各委員会において、市政の各分野について、様々なご質問をいただきましたが、現状の課題として認識をし、市政発展のため生かしていく考えですので、一層ご協力をお願いを申し上げます。

11月21日から本までの間、農業塾では果樹剪定講習会を9回開催しました。講習会には新規就農者や女性農業者など、延べ698人が申し込み、講師の指導の下、桃やぶどうの剪定を行い、農業技術の習得に励みました。受講者からは、丁寧な指導を直接受けることができた、今後の農作業で実践したいと大変好評でありました。

本年6月から順次進めてきた、市内27カ所のグラウンドとテニスコートの夜間照明LED化工事が、11月末に完了しました。施設利用者からは、水銀灯と違って、すぐに明るくなりストレスなく活動できると好評をいただいています。

12月1日、小中学生がいる生活支援が必要な子育て世帯に対し、学校給食が提供されない冬休みでも、安定して食事が確保されるよう、夏休み前に続き2回目の食料支援を行いました。

この事業は、本市独自の事業として、認定NPO法人フードバンク山梨と連携をし、支援が必要な205世帯に、米やレトルト食品、菓子などの食料品を届けるものです。今後も生活支援を必要とする子育て世帯に対する支援を行っていきます。

年明けには、各種行事を予定しています。

1月8日には、笛吹市消防団出初め式を石和農村スポーツ広場で行います。消防団員451人が参加し、消防団員の団結力の強化を図るとともに、多年に渡る功労者の表彰を行います。

また、出初め式終了後、第53回山梨県消防団員操法訓練大会で準優勝した一宮分団によるポンプ車操法を披露します。

さらに同日、「笛吹市二十歳の誓い」を、いちのみや桃の里スポーツ公園体育館において開催をします。これまでは、成人式として執り行ってきましたが、成人年齢の引き下げに伴い、今年度から式の名称を「笛吹市二十歳の誓い」に改め、二十歳になられた約630人の希望に満ちた門出をお祝いします。

1月10日には、令和5年新春祝賀会「叙勲、褒章、大臣表彰、県政功績者 受章者を祝う会」を、いちのみや桃の里ふれあい文化館で開催をします。

今回も本年同様、新型コロナウイルス感染症対策として、飲食を伴う交歓会は中止とし、「祝賀会」を招待者の数を絞って開催します。市議会議員の皆さまをはじめ、各種委員および団体代表者の皆さまにご出席いただき、受章者の功績を称えたいと思います。

私は、毎年、年頭の仕事始め式において、その年に市役所職員に求めることを年間の行動テーマとしてお示しをしており、本年は「Take Action まず行動を起こそう」を掲げました。

職員には、それぞれの立場で何ができるのか、何をすべきなのかを常に考えながら、取り組むことを求め、日々の業務の中で、課題解決に向け、強い気持ちを持って、行動する姿を見ることができました。

さて、来年は「卯年」です。兎の飛び跳ねる姿は、「飛躍」や「向上」の象徴とされることが多くあります。新たな年が飛躍の一年になるよう、引き続き市政運営に努力してまいります。

師走も半ばを過ぎ、何かと慌ただしい時期を迎えます。議員各位におかれましては、くれぐ

れもご自愛の上、ご健勝にて、ご活躍されることをお祈り申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（古屋始芳君）

以上をもちまして、令和4年笛吹市議会第4回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時10分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

笛吹市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	荻 野 重 行
議 会 書 記	橘 田 裕 哉
議 会 書 記	古 屋 幹 仁